

(可認省信遞)

# 警察監獄學會雜誌

第三卷 第五号  
目 録

## 論 說

●モアビート監獄(承前)

●豫戒令詳釋前置(承前)

●法學士 岡喜七郎

●特別監視規則違犯者處分方ニ就テ

●詳馬縣 福原三藏

●按規に就テ

●支溪學人

●國庫支辨ノ監獄費ト地方稅支辨ニ係ル監獄費ノ比較ニ就テ(承前)

●法學士 藤々生

●警察官

●統 計

●石井光美

●昨年十二月及び本年一月申東京府下に於ける集會及結社の狀況

●問 答

●刑事被告人の理髮等に關する故ゼーパツハ氏との問答

●保釋中に係る府縣會議員の件

## 寄 書

●探偵費に就テ

●島根縣 杞憂生

●監獄署に避雷針を設くるの必要

●群馬縣 山崎紫水

## 附 録

●法律原論(承前)

●英國ワイラム、マートン原著

●法學士 永井久滿次校閱

●大久保健吉譯

## 雜 報

●侍從御差遣

●清浦主吾氏

●改正布查委員

●保安條例の實施

●結社解散權に關する法案(第三者投)

●煙達犯者に就テの質問(第三者投)

●囚人所持品の區分方(第三者投)

●品の取扱方

●警察及監獄費原控會

●行の不服

●山梨縣監獄一箇

●獄事懸置會

●小河監獄課長の巡視

●警察禮式註解(承前)

●巡查採用規則註解(承前)

之を附す  
●第八條  
(第一項) 一千八百七十五年の法律により爆發物を

ふことなるべし但し物件、賦價を疑ふに充分の理由ありて裁判官之に満足したる場合に限る(未完)

警察監獄學會發兌



本書は著者が多年研究し得られたる監獄學上の識験を以て獄務殊に戒護事務に適切なる諸般緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監署より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣ひ秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以て獄務の梗概を知り再論以て執務の要領を悟り數回之を誦讀研究するに於ては大に以て監獄學の知識を養成するを得へし。本書は分つて九章とす即ち第一章に於ては緒言を述べ第二章に於ては看守の服膺すべき一般義務の要領を述べ第三章に於ては看守の職務に必要な資格即ち體格性質技能知識等の狀況を述べ第四章に於ては戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すべきか又は戒護の要は何にありか如何に能く適實に之を執行し得らるべきや等の諸點に就き一々事の實際に據つて之を詳述し第五章に於ては特に監獄に於て運動教誨及び學業を施行する所以の趣旨を論し之れに處する看守職務上の心得方を細説し第六章に於ては更らに進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を辨明し第七章に於ては看守が監獄官吏として四人に接する所の方法即ち囚人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特獨居拘禁の囚人に對する處遇の方法を述べ上官及び同僚に對し看守の服膺すべき諸般緊要の事項は最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり

本書題註して看守必携と謂ふも雖も強ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非ず所謂看守と稱する内には看守以下の吏員をも包括しあるものなりとす、這是既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君か本書を必要とせらるゝか如く女監取締押丁授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感ぜらるゝ所なるを信す、否な獨り看守及び其以下の吏員諸君のみならず又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據つて大に參考に資せらるゝ所多かるべきを信す何んとなれば是れ即ち下僚の職務を熟知するに非ざれば上官たる威信を保ち職務を行ふこと能はざる所以なり是れ即ち本書の題名を以て單に看守必携と謂はずして汎く獄務提獎と命名せられたる所以なる歟、概要前記する所の如きものなるか故に各地方看守教習所等の教科用書として本書の最も當適なる良著書なるは論を俟たず依に願はくは先づ教科書として之を採用せられ且つ苟くも監獄官吏殊に看守として獄務に従事せらるゝの諸君は必らず一本を備へて之を研究せられんことを希望す

警察監獄學會雜誌第二卷第五號

警察監獄學會雜誌第三卷第五號

論 說

●ポツダム縣「ブランデンブルク」懲役檻 (承前)

「ポツダム」縣令某氏同縣下「ブランデンブルク」市ノ懲役檻ヲ巡閱ノ際同檻ヲ參觀シ見聞スル所ヲ記ス

同懲役檻ニハ現今六百四十一人ノ懲役人アリ但懲役四年以下ノ刑ニ處セラレタルモノヲ入檻セシムルモノトス

懲役四年以上ノ刑ニ處セラレタルモノハ「ゾンチンブルグ」府ノ懲役檻ニ入檻セシム「ブランデンブルク」及「ゾンチンブルク」トモ「ブランデンブルク」州内ニ在リ併シ甲ハ「ポツダム」縣ニ在リ乙ハ「フランクフルト」縣ニ在リ

司獄官ハ僧侶及ヒ醫師ヲ除ク外都ヘテ武官又ハ下士官ハ文官補任權ヲ有スル者ヲ以テ之ニ選任ス懲役人ヲ扱フニハ一方ニハ仁恩ヲ要スト雖一方ニハ又鐵ノ如キ堅牢嚴格ノ規律ヲ

要ス而シテ武官タル者ハ多年嚴重ナル規律ニ服シタルヲ以テ能ク上官ノ命令ニ服從シ能ク規律ヲ守ルモノナリ

懲役人ハ懶怠放縱ニシテ規律ヲ惡ム殊ニ道義ノ心ヲキモノナリ故ニ之ヲ監視指揮スルモノハ其自己ノ義務ヲ能ク守リ規律ヲ重シ且風儀嚴正ナル者タラサルヘカラス

多年ノ經驗ニ依ルニ獄吏ニ充ツヘキモノハ武官ニ勝ルモノナシ故ニ尋常文官ヲ以テ獄吏ニ充ツルノ念ハ全ク之ヲ絶ツニ至レリ

本懲役檻ノ典獄ハ元ト陸軍大尉ナリシ又會計作業等ノ事務ニ係ル監督(インスペク)書記看守人等皆陸軍士官陸軍下士官又ハ兵役ヲ卒ヘ文官候補權ヲ有スル兵士ノ内ヨリ選任セラレタルモノナリ

扱又懲役人ハ從來ノ職業及身體ノ強弱各人ノ所長等ニ隨テ各種ノ工作ニ從事セシム而シテ工作ノ爲メ六七人乃至三十人ヲ一組トナシ一室ニ集メテ服役セシメ各室ニ看守人ヲ置キ之ヲ監督ス

但工作ハ概テ製造家ノ願ニ依リ需要アル品物ノ製造ニ從事セシム該製造家ハ

許可ヲ得テ十人若クハ二三十人ノ懲役人ヲ其工作ノ爲メニ引受ケ往々其工師

ヲ獄中ニ送り未熟ノ者ニハ之ヲ教授シ且工作場ニ在テ共ニ作業ニ從事セシム

但初犯ノ者及年齢二十一歳以下ノ者ニシテ尙悔悟遷善ノ望アル徒并ニ屢ニ罪ヲ犯シテ悔悟セス若シ他ノ囚人ト共ニ起居セシムルトキハ他人ヲ誑誘スルノ恐レアル徒ハ單獨一室内ニ起居シ工業ニ從事セシムルモノトス

又懲役人ノ食事ヲ見試ニ之ヲ喫シタルニ通常最下等貧人ノ食スルモノヨリ却テ上等ナルカ如シ

毎一人ノ費用ハ一日凡四十(凡我拾)ナリト云フ

毎日多少ノ肉、野菜(本日ノ食事ハ米、馬鈴薯及牛肉ヲ細切)及麵麩ヲ與フ

而シテ最下等貧民ノ生活ノ有様ハ却テ之ニ劣ルモノアリ通例一週内ニ一度

ヒ肉ヲ食シ甚シキハ一ヶ月間ニ肉ヲ食スルコトハ一回ニ過キササルモノ往々アリ重ニ馬鈴薯ヲ以テ常食トナスモン多シト云フ

縣令ノ説ニ懲役人ヲシテ餘リ善良ノ食物ヲ得セシムルハ決シテ正當ト云フヘカラス實驗ニ依ルニ監獄ハ罪惡人ヲ改悟遷善セシムルノ具タラスシテ却テ罪人ヲ作ル

ハ具タルハ、情況アルハ、主トシテ其取扱ノ過寛ニシテ、衣食ノ過善ナルニ在リ、一度ヒ獄ニ入ルモ、ノハ其情況ヲ經驗シ其勞役ノ苛酷ナラス、衣食ノ善ナルコトヲ知り復々獄ニ入ルコトヲ恐レ、是ヲ以テ刑典ヲ輕ンシ依然惡事ヲ職業トナシ改心セサル者アリ故ニ懲役人中其三四犯ヨリ七八九犯ニ至ルノ徒多シ是レ等ノ如キ情況ハ宜シク之ヲ矯正セサルヘカラス

縣令ノ說ニ現今鞭刑ハ獄中ニ於テ規律ヲ犯シタル囚人ヲ懲戒スル懲戒刑トシテ用ユルニ過キスト雖モ右鞭刑ハ禁獄ヨリ其効力強シ即チ其法ハ簡易ニシテ實際ニ効驗アリ故ニ輕罪ノ如キハ禁獄ニ處スルヨリハ寧ロ笞刑ニ處スル方可ナリ唯刑ハ必ス法官ニ於テ判決宣告セサルヘカラス(獄ハ却テ兇惡心ヲ增長スルヲ此說アリ)

扱又縣令カ本日該懲役檻ニ臨ミタルハ監獄巡閱ノ職務ヲ以テ其行政ヲ監視シ且囚人ノ情訴ヲ聽カンカ爲メナリ

四季ニ一回ツ、縣令又ハ其代理員該檻ヲ巡閱シ囚人ノ情訴ヲ聽ク但縣令自ラ出張スルコトハ稀レナリト云フ又一年ニ一回縣廳監獄主任書記官出張シテ悉

皆ノ器具ヲ檢査スト云フ

縣令又ハ其代理官カ巡閱ノ爲メ出張スルトキハ豫メ其出張ノ事ヲ司獄官ニ通知セシテ毎ニ不意ニ臨檻ス而シテ縣令又ハ其代理官ノ臨檻スルトキハ其旨ヲ獄内各囚人ニ通知シ情訴セント欲スルモノヲシテ其旨ヲ申立テシムルモノトス

縣令ハ獄長(典獄)看守長(三四人)及醫官ヲシテ列席セシメ情訴セントコトヲ欲スル囚人ヲ一人一人喚出シテ其情由ヲ申立テシメ其理由ナキ事ヲ訴フル者ニハ說諭ヲ加ヘテ歸檻セシメ若シ理由アリト認ムル場合ニハ縣令ハ典獄以下ノ者ヲ會シ之ヲ取調ヘ裁決スルモノトス

本日ハ縣令ノ外ニハ看守長一人參列シ囚人ノ來リ情訴スルモノアル毎ニ其囚人ニ係ル一件書類(犯罪及處刑ニ關スル書類ノ綴込ナリ)ヲ縣令ニ示シ且縣令ノ問ニ對シ説明ヲ爲セリ又書記其側ニ在リテ筆記ヲ爲シタリ

本日情訴ヲ爲セシモノハ十人許アリタリ併シ都ヘテ理由ナキ苦情ヲ述フルニ過キサリシ依テ縣令ハ一々適應ノ說諭ヲ加ヘ歸檻セシメタリ

又獄内ノ囚人若シ獄則ヲ犯ストキハ典獄ハ杖刑二十迄ノ懲罰ヲ加フルコトヲ得而

シテ縣令ハ普通警察長官タルハ資格ヲ以テ典獄ノ申立ニ依リ該杖刑百迄ノ懲罰ヲ科スルコトヲ得ルモノトス

又囚人其刑期四分ノ三ヲ經過シ其能ク獄則チ守リ非難スヘキノ行爲ナク悔悟改心ノ狀ヲ顯ハシタルモノハ典獄以下看守長警官ニ於テ一同會議ヲ爲シ全員合意ノ上縣令ニ假出獄ヲ申立ツルトキハ縣令ハ之ヲ認許スルノ權ヲ有ス (完)

### ●豫戒令詳釋前置 (承前)

法學士岡喜七郎

獨乙博士リヨイスレル氏ノ意見ト稱スル說ニ云フカ如ク豫戒令ノカ、ル徒ニ向テ其行爲ヲ謹マシムルノ命令ヲ發スルハ一般ノ人民ニ向テハ其平常社會ヲ亂ルカ如キ舉動アルヘカラサル廣告トナリ又其命令ヲ受ケタルモノニ向テハ若シ一定ノ期限ヲ經過スルモ尙改悛セサルニ於テハ禁罰ニ處セラレヘキコト告知セシムル一種ノ廣告トナルモノナリ此故ニ一旦命令ヲ與フルト雖モ改悛スルアレハ即チ止ム戒メテ而シテ止マサルノ時ニ當リテ制裁ヲ蒙ムラシメ而シテ命令ヲ強行スル固ヨリ

其處ナリ余輩ハ實ニ發令ノ趣旨其宜シキヲ得タルヲ賞讃シテ止マサル所ナリ

然ルニ世ノ豫戒令ヲ論スルモノ警視總監北海道廳官府縣知事ノ發スル豫戒命令ハ刑事制裁ノ性質ヲ具スルモノトナシテ曰ク凡テ刑事制裁ヲ附シタル命令ハ其法律タルト勅令タルトニ論ナク之ヲ世上一般ニ命令シ之ニ違反スルキハ云々ノ刑罰ヲ科スルヲ以テ常トナス然ルニ豫戒令ニ於テハ先ツ特定ノ行爲ヲナスヘカラスト命シ次キニ其命令ニ反スル者ニ向ツテ特定ノ刑罰ヲ加フ而シテ其特定ノ行爲ヲナスヘカラストハ即チ一個ノ刑事制裁ナリト論者ハ又此制裁ヲ目シテ名譽刑ノ性質ヲ帶フルモノト云ヘリ此議論ハ法律命令ノ如何ナルモノナルカ國家團體ノ生存スル所以ハ如何吾人臣民ノ特權ハ如何ナルモノナルヤノ學理ノ講究ヲナサルモノハ往々爲ニ豫戒令ノ本質ヲ誤ラル、恐レアルヲ以テ特ニ該令註釋中ニ於テ此章ヲ設ケ特ニ茲ニ此論議ヲ正サントスル所以ナリ余輩ノ既ニ前段ニ論セルカ如ク吾人臣民ハ言論印制ノ自由轉居移住ノ自由ヲ有セリト云フト雖モ決シテ無制限ナル自由ヲ有スルモノニ非スト云フコト悟ラハ豫戒命令ハ刑事制裁ニ非スシテ尋常一樣ノ行政命令タルコトヲ覺ルコトヲ得ヘシト信スルナリ何ントナレハ法律ハ豫戒命令ニ

於テ禁セルカ如キ行爲及自由ヲ附與セルモノニ非ス必況法律ノ欲望セル社會一定ノ秩序ヲ呼起スノ爲ニ命令シ其命令ヲ強行スルカ爲ニ行政所罰權ニ因リ制裁ヲ附セルモノタルニ過キサレハナリ警察權ノ如何ナルモノナルカ警察命令ノ如何ナルモノナルヤヲ講究セハ蓋シ思ヒ半ハニ過クルモノアラシカ

英國刑法ヲ按ツルニ「レコグニサンス」ト稱スル規定アリコレ豫メ浮浪ノ徒ニシテ國家ノ安寧ヲ亂ルヘキ行爲ヲナス虞アルモノニ向テ裁判所ニ保證金ヲ納メシメ置キ相當ノ年月ヲ經テ改悛ノ情著明ナルモノニハ之ヲ返却スルノ制度ナリ獨乙刑法ニハ他人ノ家宅ニ於ケル暴行ニ關シ或ハ撰擧權執行ノ如キモノニ關シテハ刑法ニ明文ノ存スルアリ此故ニ世間往々國家ノ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ豫戒令ヲ以テ達セシトスル目的ノ如キハ刑法ノ規定ヲ要スヘキモノニ非サヤトノ論ヲナスモノモアレニ余輩ハ茲ニ其然ルヤ否ヤヲ辯スルヲ好マス又將來刑法ノ規定トナルヘキモノナルヤ否ヤヲ知ラス然レモ英國ハ我國トハ大ニ其制度ヲ異ニシ佛獨比ノ如キハ人ノ自由ヲ制限スル法規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルヲ原則トナス故ニ近頃或公法家ノ唱道スルカ如ク公共ノ安寧ヲ保護スル必要ヨリ生スル人身上自由ヲ制限スルノ法

令ハ立法ノ機關ヲ以テ之ヲ規定シテ可成行政權ノ範圍ヲ減縮セシムヘシトノ議論ハ以上大陸諸國ニ於テハ行ナハル、說ナランガ我國ニ於テハ決シテ容ルヘカラサル説ト信ズルナリ何ントナレハ憲法第九條ヲ以テカ、ル警察命令ハ天皇ノ獨立命令ニ屬スルヲ規定セルアルニ非スヤ況ンヤ又天皇ハ統治權ヲ總攬シ給フニ於テチャ茲ニ於テカ余輩ハ本令ノ如キモノハ刑法ニ規定スルノ必要ヲ認メス又其性質上警察權ノ範圍ニ屬スヘキモノタルヲ斷言スルモノナリ

要スルニ豫戒令ノ本領ハ國家ノ安寧ト公共ノ利益ヲ保護スルトニアリ而シテ其手續キハ即チ強制ノ主段ニ出テ、行政ノ目的ヲ達スルニ於テ存スルモノナリ

#### 第四章 行政官ノ認定

以上第一章ヨリ第三章ニ至リテ豫戒令ハ如何ナルモノナリヤ豫戒令ノ憲法上ノ根據ハ何レニ存スルモノナルヤ豫戒令ノ所罰權ノ淵源ハ果シテ何處ニ基因セルモノナルヤノ問題ヲ解説セリ余輩ハ本章ニ於テ豫戒令ノ總論ヲ結了シ本令註釋ニ及ハントスルニ當リテ茲ニ行政官ノ認定ニツキ少シク余輩ノ希望ヲ述ヘ置カント欲ス本令第一條ニ於テ警視總監北海道廳官府縣知事ハ本令ニ規定セル事項ニ該當スル

者ト認ムルキハ豫戒命令ヲ爲スコトヲ得ト規定セルヲ以テ豫戒命令ハ行政官ノ認定ニ依ル結果ナルコトハ明白ナルコトナリ抑モ何國ノ法律ニ於テモ警察權ニ關スル認定ニ關シテハ上級行政廳ノ管督アルノ外或事項ニ於テハ行政訴訟及訴願ヲ許サ、ルヲ以テ原則トナスヲ以テ余輩ハ此認定ニ關シテ當局者ノ深ク注意ヲ用ユルアラシクテ希望シテ止マサルナリ幸ニ行政廳ノ管督其宜シキヲ得行政官ノ認定常ニ其當ヲ得ルヲ以テ圓滑ナル行政權ノ執行ヲ見ルト雖モ一朝法ヲ執行スルモノ、其認定ヲ誤ルアレハ余輩ハカ、ル金玉ノ法令モ其功ヲ奏セサルニ至ルヲ憂フルモノナリ特ニ本令ニ掲クルカ如キモノヲ認定シテ命令ヲ爲スニ當テハ余輩ハ又當局者ノ其頗フル困難ナルコトアルヲ認ムルモノナリ

以上ハ只余輩ノ杞憂ニ過キサルモノナレモ要ハ警察官吏ノカ、ル輩ニ向テ勸善主義ノ方法ニ出ツルアルヲ希フモノナリ命令ヲナシ認定ヲナスモノハ長官其人ニ存スルト雖モ其管轄地方ヲ通ジ直接ニ其認定ヲナスハ勿論得可ラサルコトナレハ直接間接ニ平常ノ行爲ヲ認メ得ルモノハ警察官其者ニアルモノナリ故ニ職トシテ常ニ此豫戒命令ナルモノ、存在ニ注意シテ能クベククハ此命令ヲ受クルモノ、可成小數ナランコトヲ勉メサルヘカラス此レ蓋シ本令ハ趣意外ニ存在スル當然ノ結果ナリト信スルナリ

終ハリニ臨ミテ尙一言スヘキハ以上余輩ノ指示セル原則及ヒ本雜誌ニ掲載セル余輩ノ警察範圍論トニ參照セハ本令ニ規定スルカ如キ警察權ニ關シテハ訴訟及訴願ノアルヘキ理由ナキニ頃日行政訴訟ヲ起セリトカ訴願ヲ提起セルモノアリトカノ風聞ヲ耳ニス固ヨリ之等ノ理由ヲ説明セサルモ何人モ其不當ナルヲ知ルヘシト雖モ獨リ訴願法第一條第六項ニ地方警察ニ關スル事項ト題セル綱目アレモ豫戒命令ハ地方警察ニアラスシテ地方警察ナル文字ハ市町村警察ヲ意味セルモノタルコト論說參照ヲ知ルモノハ自ラ第六項ノ規定ハカ、ル命令ニ關スルコトヲ包ムモノニ非サルコトハ判然タルヘキコト信スルナリ

(次號ニ於テ本令註釋ノ部ニ入ル)

(未完)

### ●特別監視規則違犯者處分方ニ就テ

在群馬 福原 三 箴

近來說ヲ傳フルモノアリ曰ク假出獄中特別監視規則ニ違犯シタルモノハ從來輕罪ヲ犯シタルモノトナシ刑法第一百五十五條ニ依リ處罰シタルノ例ナリシニ近頃某地ノ裁判所ハ法ニ明文ナキテ理由トシ之レニ無罪ヲ言渡シ以テ一ノ判決例ヲ示シタリ然ルニ特別監視規則違犯ハ果シテ無罪タルヘキ乎將タ有罪タルヘキ乎若シ又無罪タルベクンバ今後之ヲ如何ニ處置スヘキ乎ノ論噴々トシテ起リ目下當局者ノ間ニ於テ一箇ノ疑問ト爲レリト生不學素ヨリ司法及ヒ行政ノ事ヲ知ララスト雖モ職司獄ノ末班ニ列ナル其職務上關係スル所頗ル重大ナレハ默々ニ付スル能ハス敢テ謏劣ヲ顧ミス聊カ見ルトコロヲ公ニシ以テ卑說ノ可否ヲ問ハントス

抑特別監視ナルモノハ刑法第一編總則第二章第六節假出獄ノ條項中第五十五條但書ニ於テ初メテ規定セラレタルモノニシテ全ク假出者ヲシテ出獄中遵守セシムル行政上一ノ取締規則タルニ過キササルナリ而シテ附加刑ノ監視タルヘキモノハ同章第三節附加刑處分條項中ニ規定セラレタルモノニシテ即チ宣告ヲ用ヒズシテ重罪ノ刑ニ附加スル監視死刑及ヒ無期刑ノ期滿免除ヲ得タルモノニ附加スル監視主刑ヲ免シテ止タ附加スル監視及ヒ宣告シテ輕罪ノ刑ニ附加スル監視ノ類是レナリ然

ラハ則チ特別監視ナルモノハ假出獄ニ附隨スル行政上ノ取締規則ニシテ決シテ刑法上ノ附加刑ニアラサルヲ其組織ニ於テモ明瞭タリ特別監視ナルモノ既ニ斯ノ如キ性質ナル以上ハ之ニ背クモノアルモ刑法第一百五十五條ヲ以テ罰スヘカラサルハ勿論ナリトス何トナレハ刑法第一百五十五條ハ同第二編第三章第四節附加刑ノ執行ヲ遁カル、罪ヲ規定スル節ノ一條項ニシテ條中單ニ監視トアルモ其附加刑ノ監視ノミヲ示シタルヲ明カナレハナリ其他ノ條項ニ於テハ刑法上通編罰スヘキノ明文ナシ故ニ特別監視規則ニ違犯シタルモノハ素ヨリ刑法上無罪タルヘキナリ然ルヲ從來刑法第一百五十五條ニ依リ附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪トシテ輕罪ノ刑ニ處斷シタルハ畢竟刑法ヲ比附援引シタルモノニシテ初メヨリ違法ノ裁判タルヲ免カレヌ況ヤ立憲ノ今日斯ノ如キ事柄ハ決シテ判決例トシテハ見ルヘカラサレハ速カニ之ヲ更正スルヲ至當ナリト思料スルナリ既ニ特別監視規則違犯者ハ刑法上無罪タルヘキ以上ハ今後違犯者アルモ亦如何トモ爲スヘカラサルカ曰ク否ナ決シテ然ラス他ニ之ヲ矯正スルノ道アルナリ即チ行政ノ處分ヲ以テ其出獄ヲ停止スルヲ是レナリト斯ク云ハ、人或ハ謂ハン刑法第五十六條ノ明文ニ從ヒ假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯

シタル場合ハ出獄ヲ停止スルヲ得ルモ其他ノ場合ニ於テハ出獄ヲ停止スルコトヲ得ス何トナレハ他ニ毫モ出獄ヲ停止スルノ明文アルヲ見出サス將タ何ノ據リトコロアリテ以テ尙ホ出獄ヲ停止セントスル乎ト是レ大ニ刑法ノ解釋ヲ異ニシタルモノニシテ絶對的ニ見解ヲ下シタルノ過チニ因ルナリ

抑刑法第五十六條ハ假出獄中ノモノ更ニ重輕罪ヲ犯シタルトキハ各其本罰ニ處セラル、ノ外尙ホ必ラス其出獄ヲ停止セラルヘキコトヲ規定シタルモノニシテ重輕罪ヲ犯シタル場合ノ外ハ如何ナル所爲アルモ決シテ出獄ヲ停止スヘカラストノ法意ニアラサルナリ故ニ出獄中重輕罪ヲ犯シタルモノアルトキハ行政官如何ニ本犯ニ憫諒スヘキノ情アルヲ認ムルモ必ラス出獄ヲ停止シ殘期ノ刑ヲ執行セサルヲ得ス之レニ反シ重輕罪ヲ犯サス止タ監視規則ニ違犯シタルノミナルトキハ純然タル行政上ノ處分ヲ以テ其情狀ニ依リ或ハ之ヲ停止シ或ハ之ヲ停止セサルコトヲ得ルナリ何トナレハ假出獄ナルモノハ元來刑法第五十三條明文ノ通在監中獄則ヲ謹守シ悔改ノ狀アルトキ初メテ行政ノ處分ヲ以テ假ニ其出獄ヲ許サル、コトヲ得ルモノニシテ決シテ悔改ノ狀アレハ其是非ヲ問ハス必ラス假出獄ヲ許スヘシト規約

シタルモノニアラス其許スモ許サ、ルモ行政官(司法大臣モ行政官タルコト勿論ナリ)ノ方寸中ニ存スルナリ又特別監視ナルモノハ假出獄ニ附帶スル一ノ取締規則ニシテ關係ヨリスレハ幹枝ノ如ク必需ヨリスレハ水魚ノ如ク至緊至要一日モ假出獄ニ缺クヘカラサルノ條件タリ故ニ假出獄ニ特別監視取締規則アリ又本犯ニ之ヲ守ルヘキ悔改ノ狀アリ而シテ後チ初メテ假出獄ヲ許可セラル、コトヲ得ルモノナリ故ニ若シ其一ヲ缺ケハ孰レヲ缺クモ決シテ假出獄ヲ許スヘキモノニアラス果シテ然ラハ假出獄中ノモノ其取締條件ニ違背シ毫モ悔改ノ狀ナキトキハ當然其許可ヲ取消シ出獄ヲ停止スルヲ得ヘキハ普通ノ道理ニシテ假出獄ナル名稱ニ就テモ事理亦タ明カナルコト知者ヲ俟ナテ而シテ後チ知ラサルナリ否ナ啻ニ知者ヲ俟タサルノミナラス事理ニ妄昧ナル若クハ直チニ身ニ痛癢ヲ感スル本犯スラモ想フニ默認甘諾スルナルヘシ然ルヲ法ニ明文ナシ規則ニ停止ノ手續ナシ如何トモ爲スヘカラストテ一ニ章句ニ拘泥シ其マ、看過放任セン乎假出獄ハ竟ニ特赦ト其歸ヲ同フシ毫モ彼レ是レ擇ブ所ナキニ至ラン天下豈斯ノ如キノ道理アラシヤ

凡ソ法律規則ナル者ハ國家生存上必要アリテ之ヲ定ムルモノナレハ茲ニ一ノ法律

規則アレハ必ラス之レニ附帶スル制裁ナカルヘカラス何トナレハ若シ制裁ナカラ  
ン乎其法律規則ハ法律規則タラスシテ一ノ報告ニ過キス從テ亦タ國家ノ生存ヲ害  
スル大ナレハナリ但制裁ニ刑事上ノ制裁アリ民事上ノ制裁アリ又行政上ノ制裁ア  
リテ其撥一ナラサルモ各其制裁ヲ完フス而シテ其制裁ニ復々明文アル者アリ明文  
ナキ者アリ假出獄中重輕罪ヲ犯シタル者ニ對シ其出獄ヲ停止スルハ法律上明文ア  
ル行政ノ制裁ナリ止タ其特別監視規則ニ違犯シタルモノ、出獄ヲ停止スルハ純然  
タル行政上明文ノナキ制裁ニシテ事理ノ然ラシムル所明文ナキモ亦已ムヲ得サル  
ナリ是レ即テ司法處分ト異ナル所行政ノ行政タル所以ニシテ亦タ行政官ノ或ル場  
合ニ於ケル特權ナリ故ニ行政ノ處分タル者ハ事理明白ニシテ而カモ當然ナル場合  
タルトキハ明文ナキヲ口實トシテ或ハ爲スコヲ拒ミ或ハ爲サ、ルヲ免カル、ヲ  
得サルナリ上來陳スル所果シテ誤リナシトセン乎然ラハ則テ止タ特別監視規則違  
犯ノモノ、假出獄停止手續ハ自今之ヲ如何スヘキ乎曰ク一々内務司法兩大臣ノ  
指揮ヲ乞フモ或ハ之ヲ乞ハサルモ素ヨリ兩大臣ノ決スル所ニ存スレハ豫メ其命ヲ  
受ケテ一定スルモ可ナリトス然レモ若シ直ニ停止スルヲ得ルトセハ當局者タル  
者深ク注意ヲ加ヘ瑣々タル規則違犯ノ行爲ヲ以テ直ニ出獄ヲ停止スヘキニアラス  
宜シク再三ノ訓戒ヲ施コシ然ル上ニテ尙ホ從カハサルカ若クハ逃亡等ニ依リテ全  
ク監視ノ執行ヲ遁カレタル場合ニ於テ初メテ其出獄ヲ停止シ且ツ速ニ内務司法兩  
大臣ニ其狀ヲ詳具スヘキハ勿論ナリト思量スルナリ

(完)

## ● 檢視ニ就て

玄 溪 學 人

頃日、少しく感ずる所あり、聊か茲に檢視に關する所思を述へて大方の教を請はんと  
欲す

檢視とは何をや、曰く暴死變死の其他不慮の危難により死傷したるものを檢案し死  
傷の原因を探究するもの即ち是れなり、此の事務は固と警察の一科に屬し、而して其  
の目的とする所は敢て之に由りて以て犯罪捜査の端緒を得んと欲するにあらず、又  
其證據を収集せんとするにもあらず、唯死傷の原因を探究し、其死傷の天然に出てし  
や否や、別故あるにあらずるや否やを審査し以て人心を靜寧にして保安の道を全ふ

せんとするに在り、是故に検視に因り偶、犯罪事件を發することあるも是れ唯附隨の一效果のみ、決して其の主たる目的にはあらざるなり、則ち検死の行政警察に屬して司法警察に屬せざるは一に之れに是れ由る

我が現行の法制は検視を以て警察の一要務となすと雖とも然かも凡そ暴死變死其の他不慮の危難により死傷したるものあるに當り一々警察官の検視を経るを必要とするの規定なし、今予の記憶する所に依れば検視に關し一般の法令を以て其の必行を命ずるもの左の三者に過ぎざるか如し

(第一) 行旅死亡人にして倒死、變死等に係るものは必らず警察官の検視を経るを要すること 明治十五年(九月三十日)布告第四十九號行旅死亡人取扱規則

(第二) 官廳内並に官有の工場及び船舶等に於て變死したる者及び重傷死に至る者は警察官の検視を受くべきこと 明治十三年(二月二十五日)太政官達第十四號

(第三) 陸軍省所轄の軍人軍屬にして各地方に於て變死したる者は警察官の検視を要すること 明治九年(十二月廿六日)陸軍省達

右の外監獄内の死亡に關しては検視を行ふべきことは監獄則(第三十六條)に明定あり然れども、獄内の死亡に就ては警察官を以て検視官とせず、典獄看守長醫師の立會を以て之を行ふのみならず、凡そ獄内死亡は其の尋常病死たると否やとを問はざるものなれば監獄内の検視は一種特別のものとなし、暫く茲に缺略して不可なかるべし

さて我が法制は以上の如く概括的に検視のことを規定することを爲さず、唯某種の人、若くは場合を指摘し列記的に之か規定を爲したる而已、然れども我が法制は決して検視を以て此の數箇の場合のみに限れるにあらざるは他の法令中之を徵證し得る而已ならず、警察上の職權、固より何れの場合と雖とも苟くも暴死變死ありと思料するときは之か検視を爲し得べきものとす、今左に一二の例を引き以て我が法制が暗々裡に暴死變死等に就ては總て検視を要することを包意するものなることを證明すべし

(第一) 明治十年(二月廿一日)布告第二十二號に「變死に係る屍を警察官吏検査する時に於て解剖を行はされは其致命の原因を確知し難き旨醫師申立る時は検査事は其地方長官の許可を受け其部分を解剖検査せしむることを得」とあり、今

此の布告の主眼は屍體解剖にありと雖とも其の起首に於て變死に係る屍を云々と書き下せるは變死に就ては警察官の検屍を必要とするを包含するものにあらずや、殊に前掲行旅死亡人規則並に官廳内及び其の他の變死に關する太政官公達に先き立ち此の布告あるは検視の單に前掲二三の場合のみに限らずして他の場合にも之を行ふべきものなること推知するに難からず

(第二)明治十七年(十一月十八日)内務省乙達第四十號(墓地取締細則標準)第十一條中變死に係る死屍を埋葬又は火葬せんとする者は立會醫師の檢案書に檢視官の檢印を受け埋火葬の認許證を申受くべきことの規定あり、是れ又一切の變死に就き檢視を要することを包意するものにあらずや (未完)

●國庫支辨ノ監獄費ト地方稅支辨ニ係ル監獄費ノ比較ニ就テ (承前)

法 學 士 磊 々 生

上來陳述スルカ如ク 府縣監獄費ト 集治監ノ經費トハ殊ニ其囚徒費ノ如キハ互ヒニ相比較スヘカラサル種々ノ關係アルカ故ニ強テ其計數ノミチ比較シテ議論ノ根據トナスカ如キハ妄謬ノ最モ甚シキモノナレトモ 今試ミニ稍々比較シ得ラルヘキ費目ニ就テ比較ヲ取り其間ニ於テ尙ホ差額ヲ生スル所以ノ理由ヲ略言スヘシ囚徒費中、府縣監獄ニ於ケル已決囚ノ食糧及被服費ト 集治監ニ於ケル同費用トハ即チ稍々相比較シ得ヘキ所ノ費目ニシテ其囚徒一人ニ對スル兩者ノ割合ハ左ノ如シ

集 治 監	一一、五〇三	三一五、三六三、六三二	二七、四一六
府 縣 監 獄	四六、六七六	八四五、九二二、二九四	一八、二二三
人 員			一人當
衣服及食糧費			

此表ノ示ス所ニ由ツテ之ヲ見レバ兩者ノ間尙ホ一人當ニ付キ凡ソ九圓貳拾錢餘ノ差額アリ而シテ此差額ヲ生スル所以ノモノハ前述スルカ如ク集治監ノ囚徒ハ大概比較的ニ強壯ナル成年以上ノ男囚ニシテ且ツ強役ノ爲メ其筋肉ヲ勞働スルコト最モ激甚ナルヲ以テ從ツテマダ多分ノ食糧ヲ給セサルヲ得ス(集治監ノ囚徒ハ大概八合食ヲ給ス)殊ニ集治監ニ拘禁ノ囚徒ハ終身又ハ長期刑ノ囚徒ノミナルカ故ニ賞表優遇ノ特待ヲ受クル者、割合ニ多數ナルヲ以テ之レカ爲メマダ幾分カ食費等ニ關係

チ及ホサ、ルヲ得ス(監獄則第四十一條施行細則第九十六條參看)被服ノ如キモ亦タ氣候(殊ニ北海道ノ如キ)作業(殊ニ採礦業ノ如キハ被服ヲ汚損スルコト最モ多シ)等ノ關係ニ由リ多少餘分ノ(府縣監獄ニ比シ)費用ヲ要スルノ事情アリ其他、集治監所ノ在ノ地ハ(殊ニ北海道ノ如キ)米價其他諸物價ノ高直ナル地方ナルヲ以テ是レ亦タ其影響ヲ囚徒衣食費ノ上ニ及ホサ、ルヲ得ス然ルニ府縣監獄ニ於ケル囚徒ノ事況ハ大ニ之レニ異ナリ此ニ所謂囚徒ト稱スル内ニハ啻タニ女囚、幼年者、懲治者、無定役囚等ヲ包含スルノミナラス、其一般囚徒ノ健康ノ如キモ亦タ集治監囚徒ノ如ク強壯ナラス作業ノ難易モ亦タ集治監ト同日ニ論スヘキニ非ラス且ツ物價ノ如キモ一二、或ハ高直ノ地方ニ在ルモノアリト雖モ之ヲ全國ニ通算シテ比較的ニ低廉ノ平均額ヲ得ルノ利アリ斯クノ如ク夫レ兩者ノ間ニ於テ特異ノ關係事情ノ存スルモノアルヲ以テ結局、其費用上ニ於テ本表ノ如キ差額ヲ生セサルヲ得サルハ事理ノ當サニ然ラシムル所ナリト謂フヘシ

今左ニ同一ナル府縣監獄在監人諸費ノ中ニ就キ其囚徒ノ種類異ナルニ從ツテ費用上凡ソ幾何ノ差額ヲ生スヘキヤヲ表明スヘシ

囚 人 諸 費	四六、六七六 <sup>八</sup>	人 員	一 人 當
刑事被告人諸費	六、九七一	衣 食 費	一八、一二三
			七五、八一八、〇四〇
			一〇、八七六

右ノ如ク囚人諸費ト刑事被告人諸費トヲ比較シテ之ヲ見ルモ其間ニ於テ差額アルコト斯クノ如シ故ニ若シ仔細ニ各種ノ囚徒ニ就テ其費用ノ割合ヲ調査スルトキハ凡ヘテ斯クノ如キ差額ヲ見ルニ至ルヘキハ必然ナリ而シテ此關係事情ハ獨リ衣食費ノミニ附帶スルモノニアラスシテ其他、治獄上、諸般ノ事項ニ涉リ殆ント一モ其影響ヲ蒙ラサルモノナキナリ

監獄費中其最モ多額ヲ占ムル所ノ囚徒費ニ就テ府縣監獄費及集治監經費ノ間ニ著ルシキ差額ヲ生スルノ理由ハ上來、陳述スル所ニ由ツテ既ニ略ホ之ヲ詳悉セリ、今尙ホ雜給廳費旅費等ノ費目ニ就テ之ヲ對照シ其差額ノ由ツテ起ル所ノ事情ヲ略述スヘシ

在監人員	雜給	廳費	旅費	修繕費
金員一人當	金員一人當	金員一人當	金員一人當	金員一人當

集 治 監	1,150.00	1,690.00	1,100.00	1,100.00	1,000.00
	円	円	円	円	円

(未完)

●警察官

第一章 總論

石井光美稿

腰ニ百鍊ノ精錢ヲ閃メカシ頭ニ旭日ノ章冠ヲ頂キ左胸右顧威儀凜然犯スヘカラス  
 嬰兒モ視テ啼ヲ止ム此ノ戎裝アリ此ノ威容アリ以テ警察官タルヲ得ヘキカ否決シ  
 テ然ラス腰間ノ秋水ハ護身ノ具タルニ過キス威儀ノ嚴正ナルハ公明ニシテ私ナキ  
 ナ表シタルナリ先覺故川路大警視言ハスヤ人民ハ兒輩ナリ警察官ハ保傳ナリト故  
 ニ警察官タルモノハ威儀嚴正ナルヲ以テ足レリトセス温乎タル貌容富岳ノ如ク衆  
 人ノ仰イテ以テ瞻望スル所ノ風采莫ルヘカラサルナリ威アリテ猛カラストハ蓋シ  
 此謂ヒナリ

其保傳ノ責ヲ盡シ兒輩ヲシテ泣カシメス怒ラシメス且ツ爭ハサラシメント欲セン  
 カ烈火焰炎ノ間ト雖モ避ルナク洪水滔々ノ中ト雖モ厭フナク所謂水火ノ苦楚ヲ嘗  
 メ或ハ兇賊ト格闘シ流血ノ淋漓タルヲモ意トセス雨ニ浴シ風ニ櫛リ晝坐スルコト  
 ナク夜眠ルコトナク炎暑金ヲ鑠スノ日モ扇セス嚴冬膚ヲ裂クノ夜モ爐セス粉骨碎  
 身々ヲ犠牲ニ供シ其災害ヲ除去シ其幸福ヲ進メ以テ性命財産ヲ保護セサル可ラス  
 警察官タルモノ亦難矣哉

嗚呼此ノ重且ツ大ナル責務ヲ盡サンカ尋常一樣ノ者ヲ以テ當ルヘカラサルハ言ヲ  
 俟タス其人ハ即チ法律規則ヲ諳知シ上官ノ指揮命令ヲ嚴守シ下官ヲ誘液督勵スル  
 ノミナラス誠心誠意其職ニ勤勉シ金錢ノ爲メ腐敗セサル廉耻莫ルヘカラス窮乏ノ  
 爲メ撓屈セサル清白莫ルヘカラス威權ニ依リ左右セラレサル剛毅莫ルヘカラス事  
 ニ臨ンテ勇ニ物ニ處シテ敢々膚撓マス目眩カス機ヲ見テ起チ變ニ應シテ赴キ能ク  
 愛憎ト徧頗チ脱シ又能ク上下甲乙ヲ忘レ人ニ接シテ深切苟モ威權ヲ弄セス揚々ト  
 シテ誇ルナク或ハ憤リテ忿然タルカ如キコトナク居常其貳ニ安ンシ警察官タルヲ  
 知りテ其身アルヲ考フヘカラス警察官タルノ素行亦難カラス乎哉  
 吾人ハ憂フ世人動モスレハ此理ヲ辨セス警察官ハ唯非違ヲ戒メ非舉ヲ鎮壓スルノ

具ニ過キスト爲シ其嚴父タル慈母タル道ヲ悟ラス之ヲ視ル猶ホ秦人ノ越人ニ於ケル如シ彼等ハ必ス言ハン我レニ非理非行ナシ警察官何カアラント嗚呼其妄想モ亦甚矣ト謂フヘシ吾人ハ信ス警察官ハ啻ニ人民ノ保傳タルノミナラス即チ國母タルヲ何トナレハ國家ナルモノハ人民ノ集合體ヲ以テ要素トスルナリ若シ夫レ兇賊ヲ捕獲シ之ヲ裁判所ニ致スカ如キハ抑モ亦末ナリ政治ニハ集會結社出版等ノ安寧ヨリ衛生風俗諸營業船舶堤防道路橋梁河川山林田野鳥獸獵等ノ細微不至ルマテ國家百般ノ事物苟モ保安防護ノ職ニ屬スルモノ一トシテ關涉セサルナシ警察官ノ勉メタル亦廣且ツ大ナラス乎哉

殊ニ世ノ開明ハ日進月歩シ駟馬ニ駕スカ如ク駸々乎タルハ今日ノ現象タリ視ヨ社會ノ事物ハ日ニ増加シ復雜極リナカラントス就中政治上黨派ノ軋轢撰擧ノ競争ハ日一日ヨリ烈シク曰ク自由黨曰ク改進黨曰ク保守曰ク何俱樂部曰ク何會ト各相對峙シテ下ラス概テ皆チ政府ト或ル部分ニ於テ反對スルニ似タリ集會ヲ開キ言論ヲ盛ニシ新聞ニ演舌ニ甲駁シ乙辯シ丙仆レテ丁起リ筆盡キ舌涸レ其勢尋常手段ヲ以テ支フヘカラサルニ至リ茲ニ始メテ所謂壯士ナルモノヲ利用シ言論集會ノ場ヲ蹂躪關セシメ或ハ撰擧人ヲ脅迫シテ投票權ヲ侵害ス彼等ハ實ニ一瓶酒一塊肉ノ爲メ其指喉ニ應シ嚮背常ナク人ヲ創傷シテ其身囹圄ニ呻吟スルヲ耻ナサルノミナラス寧ロ之ヲ以テ名譽トセリ蓋シ之等ノ事實ハ近來世上ノ出來事ニ徴シテ歷々觀ルヘキナリ此時ニ當リ國家ノ平穩無事ヲ維持シ人民ノ安寧幸福ヲ保全シテ遺憾ナカラント欲セハ豈ニ一定ノ主義目的ナクシテ可ナラン乎哉

(未完)

● 正 誤

前號の論說「監獄費國庫支辨に就て」は同號を以て結了したるものを誤て(未完)とせり謹て正す

# 統計

● 昨年十二月中及び本年一月中東京府下に於ける集會及び結社の狀況

明治廿四年十二月中

(政談集會)		(政談にあらざる集會)	
開會せし度数	六七	開會せし度数	一九九
演說せし人員	一四四	臨監	二
届出の效を失ひたるもの	四	解散	〇
屋外集會の認可	〇	一人の演說停止	〇
同上不認可	〇	司法處分	〇
同上禁止	〇		
集會の臨監	二五		
集會の解散	一〇		

明治廿五年一月中

一人の演說停止	九	司法處分	〇
(備考) 集會の解散一〇とあるは水道事業中止論演說にして治安に妨害あるに依る			
(政談集會)		(政談にあらざる集會)	
開會せし度数	五八	開會せし度数	一三〇
演說せし人員	一五〇	演說せし人員	二二九
届出の效を失ひたるもの	二	臨監	〇
屋外集會の認可	〇	解散	〇
同上不認可	〇	一人の演說停止	〇
同上認可	〇	司法處分	〇
集會の臨監	二〇	(政社)	
集會の解散	四	細成届出	〇
一人の演說停止	一七	解散届出	〇
		結社禁止の数	〇

司法處分 六 司法處分 〇  
 (備考) 本表中解散四とあるは會衆騷擾に涉り鎮靜に至らざるに依る又司法處分六とあるは未成年者及び婦人の入場者あるを發見せしに依る

## 問答

### ● 刑事被告人の理髮等に關する故

ゼーパツハ氏との問答

(問) 刑事被告人の理髮には何人を用ふべきや

(答) 此問題に答ふるに當り先づ刑事被告人の理髮は三様を以て施行し得べき旨を確定せざるべからず曰く(第一)四人を以てし(第二)或る吏員を以てし(第三)之れが爲めに備せざる理髮師(一私人)を以てすること即ち是れなり

第一、即ち四人をして刑事被告人の理髮を行はしむるの事は普國に於ても全く之を禁絶するには非らざれども成るべく之を避くるの方針を取り、萬止むを得ざるの場合に於て最後の手段として之を用ふるに過ぎず、是れ蓋し未決拘禁の確保を計らんと欲すればなり

第二、刑事被告人の理髮は或る吏員をして之を最も行はしむると適當なりと信す尤も這は斯くの如き吏員の設置ある場合を指して之を稱するものにして例へは日本に於ける押丁の如きは即ち此に所謂或る吏員に相當したる者なりと謂ふべし蓋し押丁は幾分か又戒護に與るべき責任を有する者なるか故に之を用ふるときは別に之に戒護官吏を付するの必要なく且つ諸事凡へて簡便なるを得るの利益あるを以てなり第三、若し右の如き適當の吏員を缺くときは宜しく信様を置くに足る所の篤實なる一私人を撰んで之れ

に從事せしむへし但し此場合に於ては當該者をして一定の誓約を立て殊に本人の外、何人にも之を代理せしむるか如きことあるへからずとの事項を明記せしむるを要す

●府縣會議員にして保釋中にある者  
會議場へ出席し得るや否やの件

(問) 府縣會議員にして保釋中に係る者は府縣會議場へ出席するの權ありや

(答) 此の疑問は二つに區別して解答せざるへからず即ち(第一)府縣制を布きたる地方(第二)府縣制を布かざる地方是なり、蓋し此の二個の區別を要する所以は其の依據する所の法律を異にするを以てなり

(第一) 府縣制を布きたる地方に在りては府縣會議員たるには其府縣内市町村の公民にして選舉權を有し其府縣に於て一年以來直接間稅拾圓以

其職務は解かるべきものなり、而して此規定たる單に市町村に於ける職務のみに限らず、他の職務と雖ども苟くも市町村の公民たるを以て其の資格の一となすものには悉く之を適用すべきを以て市町村制第九條末項の規定を府縣制に定めたる職務にも適用するものとす、然るに府縣會議員たるには他の要件の外市町村の公民たることをも要するものなれば、府縣會議員にして保釋に係る者は其拘留を受けたる際已に既に公民たるの權利の停止を受け随つて又市町村制の規定に依り府縣會議員たるの職務は其拘留を受けたる當時早く既に解かれたるものとす、故に本疑問に就ては會議場へ出席するの權なきは勿論なりと答へざるを得ず、否な出席の權なきのみならず、實に議員たるの職務は既に已に解かれたるものなりと云はざるを得ず、要するに本

上を納むることを要す、(府縣制第四條)而して公民とは如何なるものか其の資格如何に關しては市町村制の規定に従はざるべからず、然るに市町村制に依れば市町村の公民たる者にして公權剝奪若くは停止を附加すべき重輕罪の爲め裁判上の訊問若くは拘留中は其公民たるの權を停止せらるゝものとす、(市町村制第九條第二項)今夫れ保釋は拘留狀を受けたる被告人をして何時にても呼出に應じ出頭すべきの條件を以て一時拘留を釋くも是れ決して拘留を免したるにはあらずなり故に保釋中に在る者は正さに拘留中にあるものとす、果して然らば市町村制の規定により保釋中にあるものと雖ども其公民たるの權利を停止せらるゝや明かなり、然るに市町村制第九條末項に依れば市町村公民に限りて任せらるべき職務に在る者該條に該當するときは

疑問は府縣制を布きたる地方に於ては生起し得へからざる所の疑問と云はざるべからず、何者凡そ保釋の言渡には必らず之に先ちて拘留のことなかるへからざるに、議員たるの職務は早く既に拘留の當時解け了りたるものなればなり、既に議員たるの資格なし何すれど議場出席の權あるへけんや

(第二) 府縣制を布かざる地方に在りては大に前者と其趣を異にするものあり、是れ其の之を管知する法律の異なるあればなり、蓋し府縣制を布かざる地方に在りては議員の資格等に關しては府縣會規則の支配を受くべきものなるに府縣會規則中拘留若くは保釋に係る事實を以て府縣會議員たるの資格若くは其の職務の執行を阻碍するの規定なし、府縣會規則第十三條は議員たるの要件と制限とを規定したれども、拘留若く

は保釋に關しては一も言及するものなし、又其の他の法令中に就き之を搜索するも一も議員たるの資格及び職務の執行を妨ぐるの規定あることなし果して然らば拘留若くは保釋中の者と雖ども議員たるの資格を失喪せざるは勿論、其の職務は當然之を執行し得へし、但し拘留中に在る者は、事實上其職務を執行すること能はざるは言ふまでもなければ、又之に反し保釋中に在るものは議員たるの資格を失はざるのみならず、其の職務をも執行し得へし、即ち保釋中に係る議員は會議場へ出席し得ること論なきのみ、但し玆に注意すへき一事あり、元來保釋は何時にても呼出に應し出廷するの條件を以て拘留を釋るゝものなれば會議場へ出席するの權あるも此條件の爲め事實上出席し難き場合は則ち之の

タル被告人ハ左ノ取締條件ニ服從セシムベキ儀ニ付保釋責付ヲナスノ際其旨ヲ被告人ニ豫知セシムベシ云々とあり而して其の第三條に「代言人辯護人又ハ代人トシテ法廷ニ出頭シ其他議會集會等公然ノ場所ニ參會スルコトヲ得ヌ」とあり今此の條文に依れば府縣制を布かざる他方に於ても保釋中に在る者は議場へ出席し得るか如し果して如何

(答) 司法省丁第三十一號は刑事訴訟法の實施と共に消滅に歸したるものなり、刑事訴訟法第五十條第五十九條は保釋及び責付を許すへき條件を以て單に何時にても呼出に應し出頭若くは出頭せしむべきの一條件に限れり、故に此條件の外裁判所は他の條件を附加して保釋責付を許すことを得ざるや勿論なり、然るに丁第三十一號は數箇の取締條件を附加せしむるものなれば明かに刑事訴訟法の法意と牴觸せり既に牴觸するものとせば前者の効力を失喪せる

るへし、例之は該議員の居所遠隔にして若し府縣會へ出席するときは裁判所の呼出あるも之に應して出廷し難き爲め已むを得ず出席を見合はすか如き之なり然れども是れは唯事實上其職務を行ふことを得ざるを云ふものにして決して會議場へ出席するの權なしとの謂にはあらざるなり

故に保釋中に在る議員と雖ども縣會議場へ出席し得るは勿論に付き出席するものあるに當り之を拒むことを得ざるものとす

右の如く第一の場合に於ては議員たるの資格を失喪し隨つて又議場へ出席することを得ると雖ども第二の場合に於ては其の資格に瑕瑾を生せず隨つて又出席するの權ありと論定せざるを得ず

(問) 然るに明治十六年(十一月五日)丁第三十一號を以て司法省より各裁判所への達中「保釋責付ヲ得

は亦言はずして明かなれば該達は刑事訴訟法の實施と俱に自然消滅に歸したるものと云はざるを得ず

寄書

●探偵費に就て

島根縣 杞 憂 生

犯罪人は金錢を以て購買する如し故に費用尠なる時は犯罪人舉らすとは某經驗家の金言にして余輩も亦此言の誣ひざることを確信するものなり抑々犯罪人は勿論或る他の事件を探偵せんとする時は其事件の難易輕重に隨ひ最も先ず探偵費なり彼の慧眼機敏を以て任する者名を惡漢若くは或る部分に賣斂なりと雖も身自ら事件の全部に當る能はず豫め其目的方針を定めたる上は其腹心即ち常に養成する所へき人を探み全部或は其一部を托し偵知せざる可らず而して其目的齟齬せんか更に托せし或は其進す所に於て障礙を生ずる時は最初托せし以外の人を使用し千變萬化の中に漸く其効を奏するを常とす玆を以て自己の運動我を助る者の一舉一動皆金錢ならざるなきを得んや若夫費用に吝ならんか敏捷活潑なる運動は得望む可らず

然るに世人司法警察の擧らざるを責め警察の緩漫を難し亦當局者在つては之をして探偵員を得ると否







●英國爆發物法

(譯者曰く)此の法律は一千八百七十五年六月十日四日ビクトリア女皇治世第三十八年法律第拾七號として發表したる者とす、是より先き火藥其他爆發物の製造所持、貯藏及び運搬並に其輸入に等關し該國に現行したる法律、合せて六あり、皆な是れ女皇治世第二十二年より三十三年に至るの間に發布せられたるものとす、本法は悉く此の六法律を廢止し新たに火藥類の製造貯藏等の規定を設けたるものとす、故に本法は題して「火藥、ナイトログリセリン其他爆發物物件の製造貯藏、運搬、販賣、及び輸入に關する改定法律」と稱す是れ火藥類取締に關する現行法なり

前置則

●第一條 名稱  
本法は一千八百七十五年の爆發物法と稱し爾後此名稱を以て引用せらるへし

●第二條 本法實施の時期  
本法は一千八百七十六年一月一日より必行の效を有すへし、而して本法中、本法實施の時期とあるは即ち此時日を指稱するものとす

書は烟火マツナの類を以て之れが限外に置き、劇發火藥の範圍すら未だ充分明晰ならざるに復た漠然たる除外例を定設したり、是を以て劇發火藥中若し本則と除外例との間にあるものあらば其孰れに隨ふべきや、徒らに人民をして岐路に迷はしむるのみならず、執行官と雖とも之か適用に苦むとあるへし、想ふに我か立法者は第一條の劇發火藥の範圍に關しては主として本法に倣へるも之を言明するに當り稍々文字の該博に過ぎ更らに之を狹限するの必要を認め遂に稍々茫漠たる條文を成せるものなるへし

第壹編 火藥に關する規定  
第一は火藥の製造及び貯藏に關する通則

●第四條 火藥は現に存在し又は本法に依り特許を受けたる製造場にあらざれば製造すべからざる事凡そ火藥は現に存在し又は本法により特許を受けたる製造場にあらざれば之を製造することを得ず、又製造の手續に及ぶことを得ず

(譯者曰く)本項中「現に存在し」とあるは本法實施の時期に於て現に存在するものを指稱するとは第百八條によりて明白なりとす、現行我か諸

但し本法發布の後は何時たりとも本法の規定に依り樞密院令、命令、規則又は細則を發布し又は官職に任命することを得と雖とも其發布又は任命は本法實施の時期に達せざれば效力を生ずることなかるべし

●第三條 本法を適用すべき物質  
本法は火藥其他本條に解説したる他の爆發物に適用するものとす

本法中爆發物とあるは  
(一)火藥、ナイトログリセリンダイナマイト棉火藥、爆裂彈、雷汞及び其他金屬の爆藥、着色彈、其他上記の物質に類似するものと否やとを問はず、苟くも爆發に依りて實效を生し若くは烟火術的效果を生ずるの目的を以て使用若くは製造せらるる物質を指稱し、且つ

(二)霧中信號器、烟花、導火管、火箭、雷管、爆發器、銃包、各種の火器彈藥並に上記の爆發物を應用若くは裝置すべき器具器械をも包含するものとす

(譯者曰く)本邦火藥取締規則第一條中劇發火藥に關する細註は之を本條に照合するときは稍々明確を缺くの感なき能はず、加之ならず該條但法令中往々「現に」「即今」「目下」等の文字あり、然るに其法令中特に之を義解するものなきを以て實際之れを適用するに當り紛争を生ずることなきにあらざる蓋し法令にして實施さるるに至らば其實施中は何れの時と雖とも「現に」「即今」若くは「目下」ならざるはなし、随つて之か解釋區々に涉るの弊なき能はずとす、故に如此空漠たる文字は務めて之を使用することを避け、又若し不得已之を使用するときは法令中豫め其義解を設定するを以て便宜とすへし

但し本條の規定は實用若くは販賣を目的とせず且つ化學的試験に供する目的を以てする少量の火藥製作に適用することなかるへし

(譯者曰く)本邦の法律は全然火藥製造を禁制し敢て本項に云ふか如き目的を以てする火藥製作に對し除外例を設けざりしは今更遺憾と云ふの外なし蓋し近時の戦争は力の優劣にあらすして武器の利鈍に在り、而して諸種の武器中其最も利なるものを火藥とす是を以て歐洲各國競ふて新規の火藥を製造し理化學家亦其發明に工風を凝らす而して本項定むる所の除外例は即ち其道

を啓く所以なるに本邦に於ては殊更に之を杜絶し敢て一般人民をして發明の効果如何を試験するの機會を與へず隨つて又之に注意するの念を斷絶せしむ、他日若し我が火藥取締規則を改正するの機あらば本項に云ふ如き除外例を設定せられんこと切に期望して已まざるなり

何人なりとも本條許さるる場所に於て火藥を製造し又は製造の手續に及ぶときは禁制の場所に於て火藥を製造したるものと見做さるへし

禁制の場所に於て火藥を製造したるときは

- (一) 火藥の全部若くは一部又は火藥原料の全部若くは一部にして現場若くは現場の近邊に存在し又は本條の違反者として處罰を受けたる者の所持若くは管理にあるものは悉く之を沒收することを
  - (二) 製造者は其日數に應し一日毎に百磅以下の罰金に處せらるべし
- (譯者曰く)本項第二の如き累積刑は我が刑法律中未だ曾て見ざる所なりとす、然れども凡そ事の實行を促かし又は其絶止を期し而かも其事たる多少時日の經過あるものに就ては本項の如き

累積刑最も適當なるを信ず、是れ又宜しく我が法制に引入すへき制度の一なるべき歟

●第五條 火藥は私用に供するもの、外、現に存在し又は新たに特許を受けたる倉庫若くは登簿したる建物にあらざれば之を貯藏することを得ざる事

火藥は左の場所の外他に之を貯藏することを得ず

- (一) 火藥製造者(現に存在するものと本法により特許を受けたるものとを問はず)
- (二) 現に存在し又は本法により特許を受けたる火藥庫

(三) 本法により火藥貯藏場として登簿したる建物但し本條は左の二者には適用せざるものとす

(一) 販賣の目的なく且つ單に私用に供する目的を以て火藥を所持し其數量三十磅を超へざるもの

(二) 運搬業者又は其他のものにして運搬の目的を以て火藥を貯藏する者但し本法中火藥運搬に關する規定に依り運搬若くは貯藏する場合に限る

本條、許さるる所の場所に於て火藥を貯藏するものは禁制の場所に於て火藥を貯藏したるものと見做さるへし

禁制の場所に於て火藥を貯藏するものあるときは

- (一) 現場にある火藥の全部若くは一部は之を沒收し且つ
  - (二) 該場の占有者及び所有者又は其他の者と雖ども火藥貯藏の罪を犯したる者は其貯藏したる火藥の數量に應し一磅毎に二志以下の罰金に處せらるべし
- (未完)

雜 錄

●豫戒制度の先蹤 (承前)

(第一) 新聞紙に對し豫戒の制度を實行したるもの獨り佛蘭西の一國に止まらざるなり、又歐羅巴大陸

中豫戒の制度を今尙は實行するもの之なきにあらざるなり、但し其の嘗て之を實行したるものは暫く措き、露國の如きは今現に新聞紙に對し、豫戒の制度を實行しつゝあるものなり、乃ち該國に於ては新聞紙に對し、訓戒再度に及ぶものは其の發行を停止す

るものとす、ノース氏の言に依れば凡そ露國に於て新聞紙を發行せんとするものは先づ印行の許可を受けざるへからず、而して發行者にして其の許可を得たるときは保證金として千五百ルーブル(ルーブルは凡我が八拾錢に當る)を納付せざるへからず、而して以上の手續を履行したる以上は新聞紙は之を發行するを得るも所謂「訓戒の制」に従はざるへからず、其訓戒再度に及ぶものは則ち二ヶ月間の發行停止を受くるものとす云々、新聞紙に對し恰かもナボレオンが實行したると同一の制度を實施するもの現に露西亞の一國ありと知るへし

(第二) 英國に行はるる「擔認の制度」(レゴグニャンス)と稱するものは其の大意我が豫戒命令と同一なりとす、此の制度に關してはブラックストーン氏英國註釋第四卷二五一丁乃至二五七丁に詳説あり、今左に其要を採録す

英國に於て犯罪豫防の制度あるは實に英國の名譽にして而かも英國特得の長所なりとす、蓋し犯罪豫防の制度は條理より論するも、人情より考ふるも將た政略上より之を視るも、犯罪處罰の制度に優ること數等なり、勿論犯罪を處罰するは必要にして且つ其結果に於ては國民全体に一種の慈惠をなすに均しと雖ども、而かも之を執行する上に於て殺伐殘忍なる事相を呈することなきを得ず

此の豫防の制度は之を要するに、不行跡の虞ある人をして若干の條件に服従し、且つ一般公衆をして其憂虞するか如き不行狀は決して之なかるへしとの保證を立てしむるものにて即ち保證金若くは其他の擔保を以て治安を保持し、又は行狀を善良ならしむることを確保せしむるに在り、然り而して此保證を確立せしむる所以は直接の痛苦即ち刑罰を科するにあらずして寧ろ將來を警戒し以て犯罪の反覆を豫防す

期日に於て出廷し、且つ其期日に至るの間治安に妨害するか如き行爲なきときは該保證の要求は自然無効に歸すること是なり、但し其治安に關するものは或は一般にして國君及び同輩たる國民に關するものあり、或は特殊にして唯保證を要求せる人のみに對するものありて、其區別如何は豫め指定あるを必要とす、尤も是れは治安保持に關する保證なれども若し其保證にして善良なる品行に關するときは其條件は、只其行狀を善良にし以て若干の期間（但し此期間には一年、數年又は終身等の區別あり）を經過せば當然無効に歸するものとす

此擔認は治安判事之を要求するときは次の會期に於て認可を請くることを要す、而して其擔認の條件に違背し又は不良なる行狀あるときは擔認は當然沒收せらるゝものとす、即ち保證金は國庫の所有に歸し、隨つて若し之を納付せざるものあるときは國君は當

るにあり、即ち之を詳言すれば此の保證を要求するは敢て當事者に犯行あるか故にあらず、唯或る罪を犯さんど企圖し又は或る犯行あるへしと思料するに出づるものにて要するに憂虞の餘り之を豫防せんとするに外ならず、乃ち爰に此制度の概略を説述するに當り予は之を左の三項に分ちて説示せんと欲す

- 第一項 此保證は如何なるものなるか
- 第二項 何人か此保證を要求し得る
- 第三項 如何にして此保證を解除することを得べきか

（第一項） 此の保證は當人を拘束し、一箇若くは數箇の保證を以て國君に對し擔認則ち義務を負ふものにして、裁判所又は裁判官之れを要求し、而かも公簿に登記を要するものとす、此の保證は則ち當人をして國君に對し若干の債務を負はしむるものにて左の條件之に附隨するものとす、即ち豫め指定したる

人及び保證人に對し其の有する債權を裁判所に於て施用するものとす

（第二項） 治安判事、又は其他の官吏と雖ども職務上治安護持の任にある者は擔認を命するの威權を有す、故に此等の官吏は其認定により何人よりも擔認を要求することを得、又此等の官吏は一個人民の請求により擔認を命することを得るなり、其他擔認を命するの權ある者尙ほ之れありと雖ども暫く茲に缺略す

（第三項） 擔認は左の場合に於て解除するものとす（甲）國君の崩去（乙）當人の死去（丙）治安判事の要求に係るとき認可を請はれたる裁判所の命令及び（丁）若し一私人の請求に係るときは其取消の要求以上三項に説述したる所は總ての擔認に適用するものとす、然るに擔認には元來二種あり、即ち治安保持の爲めの擔認及び行狀を善良ならしむる爲の擔認

是なり、然るに此二種の擔認は稍異なる所あるを以て之れを區別して説述するを必要とす、(未完)

●看守訓授試作

門外漢稿

十二、疾病死亡時ニ關スル心得

今ヤ衛生法大ニ開ケ監獄ニ於ケルノ衛生ハ年ニ月ニ改良ノ緒ニ就キ在監人ノ健康ヲ保全スルノ方法ハ稍備ハリ疾病死亡ノ數ハ減少ノ傾向ヲ顯ハセリ然レモ全然其跡ヲ掃絶スルハ到底望ミ得ヘキコトナラス故ニ死者ヲ待テ病者ヲ遇スルノ道ハ須ラク講究シ置カサルヘカラス是レ病疾死亡時ノ心得ヲ以テ獄治上ノ一要件ト爲ス所以ナリ  
抑々疾病死亡ハ人ノ最モ悲哀痛苦ヲ感スル所ノモノニシテ又人生ノ一大不幸ト爲ス所ナリ此不幸ニ處スルニ當テハ平生ノ行狀ハ總テ意ニ介セス專ラ慈仁懇

テ救護慰恤ヲ受ルニ因ル在監人ト雖モ其痛苦ノ日懇切ナル看護ヲ受ケテ丁寧ナル醫療ヲ得ハ歡喜ノ餘リ其恩ニ感スルヤ言ヲ俟タス如此ニシテ一朝恩義ニ感シテ之ヲ腦裡ニ銘記スルニ至ラハ獄則ノ命スル所ハ必ス之ニ服從シ吏員ノ命令スル所ハ能ク之ヲ遵奉シ自然ト感化遷善ノ域ニ就キ獄治ノ目的ハ期セスシテ達スルニ至ラン故ニ丁寧懇切ニ待遇シ以テ利用宜シキヲ制スルノ一事ハ獄治上ノ一要訣ト爲サルヘカラス又人死セハ百事休シ罪惡ハ爲メニ消滅ス死者罪ナシ死後ハ罪人ヲ以テ遇スルヲ要セス其死ヲ傷ムト共ニ之ヲ待ツコト厚クシテ死者ハ地下ニ瞑目シ同監者ハ其厚遇ニ感テ遺憾ナキニ至ラシムルヲ要ス殊ニ死體ヲ解剖スルハ事体甚タ輕カラス之ヲ許スノ場合ハ本人ノ情願ニ由ルカ將タ遺族ノ承諾アル時ニ限ラレタルモ蓋シ死體ヲ弄スルカ如キ惡弊ヲ防カレタルニ外ナラサルヘシ已ニ剖觀セシ上、丁寧ニ之ヲ原

切テ旨トシ他ノ不幸ニ乘シテ平生ノ行爲ヲ懲戒スルカ如キハ勤メテ避ケサルヘカラス若シ其扱ニシテ穩當ナラサランカ獨リ人情ニ悖ルノ嫌アルノミナラス忽チ在監人ノ怨恨ヲ招致シ延井テ監獄ノ尊嚴ヲ失シ吏員ノ信用ヲ損スルニ至ルヤ知ルヘキナリ、而シテ醫療ヲ施シ藥劑ヲ投シテ疾病ノ全治ヲ圖ルハ監獄醫タル者ノ職任ナリ之カ全治ヲ圖ルハ當然ナリト雖モ疾病ハ能ク人ノ精神ヲ錯亂シ又能ク人ノ氣力ヲ薄弱ニシ又自ラ起居動作スルコト能ハスシ他人ノ介抱ヲ要スルニ至ル者多シトス如此者ニ在テ之カ介抱如何ハ實ニ病勢ニ至重ナル影響ヲ與フ管タニ醫療ヲ施シ藥劑ヲ投スルノミチ以テ快復ヲ圖ルノ唯一手段ト爲スヘキニアラス必スヤ之カ待遇ヲ丁寧懇切ニ爲シ醫療ト相待テ其効果ヲ収ムルノ注意ナカルヘカラサルナリ其人ノ恩義ニ感シテ之ヲ腦裡ニ銘記シ永ク忘却スルコト能ハサルニ至ルハ多ク其不幸窮苦ノ時ニ際シ

形ニ復サシメ遺族等ノ感情ヲ破ルカ如キ不注意ノ扱ナキヲ要スルハ勿論ナルノミ  
夫レ然リ然レモ在監人ハ寬遇ニ忤レテ一步一步ト増長シ易キナリ一朝寬遇ニ失セハ之ヲ挽回スルコト容易ノコトナラス終ニ監獄ノ規律ヲシテ嚴肅ナラシムルコト能ハサルニ至ルヘシ彼レ病者ヲ遇スルモ亦之ニ鑑ミ寬柔ニ過クヘカラス又在監人中邪惡狡獪ナル者アリテ疾病ヲ作爲シ假裝虛構ヲ逞フスル者ナシトセス能ク其眞偽ヲ鑑識シテ其詐術ヲ看破スルノ明ナカルヘカラス戒護者タルモノハ常ニ病者ヲ戒護シ、看病夫ヲ監督シ又醫治ニ立會フ等其職務タル在監人ノ處遇ニ關與セサルハナシシク此ニ留意シテ慎重ヲ加ヘ恩威並ヒ行テ偏重偏輕セス在監人ヲシテ能ク其恩威ニ服サシムルノ待遇ヲ爲サルヘカラサルナリ要スルニ戒護ノ局ニ當ル者ハ粗暴ニ流レス親昵ニ失セス寬嚴其中ヲ得テ正實ナル交際の關係ヲ保持ス

ルヲ要ス尙ホ疾病死亡時ニ關スル心得中必要ナル事  
項ヲ左ニ列記シテ當局者ノ參考ニ供セント欲ス

- 一、病者アルヲ認知スルルハ能ク其眞偽ヲ取糺シ  
果シテ實ナルルハ之ヲ看守長並ニ醫師ニ報告ス  
ヘシ若シ急發病者ナルルハ晝夜ニ拘ハラス之ヲ  
急報シ醫師ノ來診ヲ請フコトヲ怠ルヘカラス
- 二、傳染病發生セシキハ直ニ之ヲ醫師並ニ看守長  
ニ急報シ之ヲ隔離室ニ移スノ準備ヲ爲スヘシ
- 三、病者ニ接スルニハ温和ヲ旨トシ之ヲ鼓舞シテ  
其神經ヲ開發セシムル様注意スヘシ
- 四、病者ヲ訓誡スルニハ勤メテ温言ヲ用ヒ病勢ヲ  
微動セシムルカ如キコトナキヲ要ス
- 五、病者ノ人員及其病狀等ハ日ニ之ヲ查察シテ看  
守長ニ報告スヘシ
- 六、病室ニ至ルルハ可成足音ヲ輕クシ病者ノ枕頭  
ニ警カサル様注意スヘシ

- 十四、看病夫ノ病者ニ接スル狀態ヲ精察シ依傍ノ  
處爲ナク能ク病者ヲ看護セシメ又藥劑ヲ周到ナ  
ラシムル様注意スヘシ
- 十五、診察所ニ至ルコト能ハサル病者ノ藥劑ハ看  
病夫ヲシテ代テ診察所ニ至リ容體ヲ述ヘテ之ヲ  
受取ラシメ又自ラ坐臥スルコト能ハサル者ニ在  
テハ看病夫ヲシテ其坐臥ヲ助ケシムヘシ
- 十六、死亡者アルルハ直ニ看守長並ニ醫師ニ急報  
シ其臨場ヲ待テ上官ノ指揮アラハ其死體ヲ屍室  
ニ移スコトヲ怠ルヘカラス
- 十七、死亡者ノ姓名並ニ其死亡セシ同時及當時見  
聞セシ狀況ハ之ヲ手帖ニ記載シ置クヘシ
- 十八、變死者ナルルハ檢屍ノ終ラサル間、傳染病  
ナルルハ消毒施行後ニアラサレハ何等ノ事情ア  
ルモ決シテ其位地ヲ移動スヘカラス
- 十九、死體ヲ取扱フニハ勤メテ丁寧ナラシメ決シ

七、病者タリト雖モ其戒護ヲ怠ルヘカラス又看病  
夫ノ行狀ハ嚴密ニ之ヲ視察スヘシ

- 八、醫治ニ立會フルハ專ラ病者ノ舉動ニ注目シ能  
ク醫師ノ指揮ニ從ハシムル様注意スヘシ
- 九、病者ヲ浴湯ニ入レ又ハ運動ヲナサシムルニハ  
必ス醫師ノ指圖ニ由ルヘシ
- 十、病者ノ衣服臥具等ニ注目シ勤メテ清潔ナラシ  
ムルヲ要ス若シ汚穢垢染スル等衛生ニ害アルト  
認ムルルハ其旨ヲ看守長ニ報告スヘシ
- 十一、病者ノ飲食物ニ注目シ醫師ノ命令外ノモノ  
ヲ飲食セシメサル様注意スヘシ
- 十二、病者ノ藥劑器ハ一々病者ノ姓名ニ照合シ他  
人ノ藥劑ト混交シ又ハ他物ノ入レアラサルカヲ  
檢査スヘシ
- 十三、病者ノ便器唾器ハ屢々之ヲ洗滌シテ溜メ置  
カサラシムルヲ要ス

### 雜報

#### ●侍從御差遣

三月一日官報續任及辭令欄内左の辭令あり

石川縣へ被差遣 侍從子爵 北條氏器  
福岡佐賀高知三縣へ被差遣 侍從 毛利左門  
(以上二月廿七日宮内省)

惟ムに石川福岡佐賀高知の三縣は前日舉行の臨時總  
撰舉に際シ競争最も劇烈にして之か爲め傷するもの  
死するものさへ其數甚だ少からずと聞く當時之か取  
締の爲め或は豫戒令を實行し或は保安條例を實施し  
或は憲兵隊を差遣し甚しきに至りては師團兵を繰出  
す等其形勢實に容易ならざるものありき爲めに陛  
下の宸襟を惱ませ給ふこと一方ならずとは子輩の仄  
か又傳聞し奉りたる所なるか尙ほ其狀況の詳細並に  
選舉後人心の動靜等を初め一般政黨の狀況縣内の模  
樣總て此等を視察せしめられんか爲め特に侍從御差

遣の御沙汰わらせられし由に拜承し大御心のはと恐  
察し奉るときはこゝに記すだにいと恐多きことにな  
ん因に云ふ兩侍従は本月一日を以て出發せり

●清浦奎吾氏

元の内務省警保局長たりし貴族院議員清浦奎吾氏に  
は去る五日貴顯紳士其他知己數十百名の歡迎を以て  
午後三時五十分新橋着の汽車にて同行の森田法學士  
及び加地劍太郎二氏と共に無事歸朝せられたり  
氏は昨年四月下旬歐洲漫遊の途に上り先づ佛國マル  
セーユ港に着し直に巴里に至り伯林を訪ひ更らに白  
耳義を経て倫敦に至り再び轉して巴里に入り更らに  
以太利より澳太利匈牙利を経てバルガン半嶋に下り  
古耳其に於ては暫く是を帝都コンスタンチノブルに  
駐り一月中旬其地を發し小亞細亞及希臘を巡歴して  
埃及に渡りアレキサンドリア港にて同月廿八日佛國  
郵船に割し去る三日神戸に着し陸路帝都に入りたる  
ものなり、斯く氏が行詳は殆んど歐洲の全部に涉り  
其間氏が從來長來らく觀察したる警察及び監獄のと  
は勿論一切の制度文物を觀察し白耳義英吉利の二國  
を除くの外は孰れも同會議事を傍聴し、且つ其側ら  
到る處朝野の政治家名士等と交際し爲めに各國の形

屏便益あるを信じ茲に一言冀望の意を表して以て  
當局者の省察を仰ぐ

●保安條例の實施

再度まで衆議院に於て廢止の議決を経たる保安條例  
本年に至り再度まで其の第五條の數項を實施せらる  
るに至れり、一たびは高知縣に於て、一たびは佐賀  
縣下に於て、保安條例遂に廢すへからず

○閣令第一號

高知縣管内ノ治安ヲ保持スル爲メニ必要ヲ認メ保安  
條例第五條ニ依リ本令發布ノ日ヨリ二十日間ヲ限リ  
同條第二第三ノ執行ヲ命ス  
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス  
明治廿五年二月九日 内閣總理大臣伯爵樺方正義

○閣令第二號

佐賀縣下杵嶋藤津兩郡内ノ治安ヲ保持スル爲ニ必要  
ヲ認メ保安條例第五條ニ依リ本令發布ノ日ヨリ十五  
日間ヲ限リ同條第一第三ノ執行ヲ命ス  
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス  
明治廿五年二月廿三日内閣總理大臣伯爵樺方正義

(參照)  
保安條例第五條

勢を審査するに數多の利便を得たりと云ふ  
氏か此行其日數よりすれば僅かに一年に滿たざるも  
氏か慧眼を以て視察し得たる所は幾多の新智識を我  
か邦に廣來したるや殆んど測り知るへからざるもの  
あらん、吾輩は吾輩か目的とする所の斯の道の爲め  
新に氏か無事歸朝を賀せずんばわらざるなり

●刑法改正審査委員

司法省に刑法改正の議ありと見え一月十三日刑法改  
正審査委員を司法省參事官橫田國臣判事龜山貞義司  
法大臣秘書官曲木如長司法省參事官馬場憲治の四氏  
に命せられしか二月廿七日更に其委員長を司法省總  
務局長三好退藏氏に命し尙ほ司法省參事官倉富勇三  
郎檢事古賀廉造檢事石渡敏一の三氏を委員に加へ且  
つ檢事森順正氏に刑法改正取調事務兼勤を命せられ  
たり

記者曰く刑法の關する所重且つ大なり殊に本會講  
究の目的たる警察及び監獄とは密接にして且つ緊  
肯なる關聯を相爲せり、司法省部内に於ける任命  
素より不可なけれども委員選擇の區域は今少しく  
廣濶にし警察及び監獄を主管する内務省は勿論帝  
國大學其他官民間に整伏せる人士を網羅し其智識  
經驗を蒐集して之を陶冶するの斯の事業に對し一

人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ治  
安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要アリト認ムル場  
合ニ於テ其一地方ニ限リ期限ヲ定メ左ノ全部又ハ一部ヲ命令スル  
コトヲ得  
一凡ソ公衆ノ集會ハ屋内外外中間ハス及何等ノ名義ヲ以テスルニ  
拘ハラス種々警察官ノ許可ヲ經サザルモノハ總テ之ヲ禁スル事  
二新聞紙及其他ノ印刷物ハ種々警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行スル  
ヲ禁スル事  
三特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク外銃器短銃火器  
刀劍仕込杖ノ類總テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事

●結社解散權に關する法案

此程佛蘭西國にて凡そ社員の多數か外國人より組織  
せられ又は事務員の一人か外國人なる結社を解散す  
るの權を政府に與へたる法案、代議院に提出せられ  
たりと云ふ此の法案の目的は主として宗教上の結社  
に關すれども又文學理學及び慈善等の諸會にも其の  
効力を及ぼすものなり何となれば此等の諸會に於て  
も亦外國人を退命せしめざるを得ざればなり而して  
該法律に於て違犯者に科すへき刑は二年の禁錮なる  
へしと云ふ

●獄内吸煙違犯者に就ての質問 (第三者投)

吸煙違犯者撲滅方に就き前日廣島縣監獄本署よりの  
報告に對し傍觀生と云ふ人の忠言メキたる投書あり

しに其後山縣某と云ふ人あり緩々傍觀生氏の所説の誤解に出てたることを辨せられたり、今小生は二氏の間に入入り敢て彌次馬的の行爲をなすにはあらざれども山縣氏の分疏中少々分り兼ねたる所もある故左に其廉々を記して敢て質問す幸に貴會雜誌の紹介により詳細の辨明を得ば小生の幸此上なからん但し小生は元來獄務に關係なき者にて即ち山縣氏は所謂「獄事の實際に通曉せる諸氏」以外の人間なり、故に今質問する事柄も實際に通曉せる諸氏より視るときは極めて阿呆らしく諸氏をしてコンナ馬鹿氣たことを聞く者もあるかと思驚せしむることもあるへけれども小生元來獄事には頗ふる熱心にて監獄に關することは細大となく注意致し居り貴會雜誌の如きは毎に發兌遲しと待ち設け郵便脚夫の配達を受くるや否や再三再四熟讀玩味する程ゆへ何卒此意を諒せられ下事親切なる教示を賜はり度偏に冀望するものなり

さて山縣氏の書中廣島縣監獄に於て吸煙違犯者か煙草及び吸煙器具を得るの法は「概ね外人をして窺かに構内に投入せしむるか否らされば製作素品たる葉若しくは紙屑等に隠匿して巧みに構内に輸送せしむる

ものにあらざるはなし」と云はれたり、外人の投入するとの一事は正さに了得せり、小生の了解し難き廉とは藁若しくは紙屑に隠匿して輸送するの點なり、即ち小生の質問したきは(一)輸送するものは何人なるか(二)隠匿するものは何人なるか(三)隠匿するは何時なるか(四)素品殊に藁及び紙屑は如何なる所より取得せらるゝかなり、山縣氏の投書末段に依れば其所爲は出監者の爲す所の由なれども出監者は如何なる方法を以て何時之を爲すか小生の教示を受けたき所なり、斯く云ふときは其の如何なる方法を以て何時と云ふことか判然知り得る位ならば獨歩の禁止などして苦心せずとも如此有害物の監獄内に密輸入せらるゝ以前に於て早く既に弊源を絶止し得へく該監獄署吏員の苦心も畢竟之か分らざればこそなすなれと云はるゝかは知らざれども此點は大に探求の價値あるものと小生は信するなり、何者製作素品中に煙草煙管等を隠匿するは其の輸送の途中にあるか、又は素品調定所にあるか、孰れにしても此の二つに出でざることを信ず、果して然らば(第一)若し調定所にあるとすれば其の調定者の身元は如何、(第二)若し又輸送途中にありとせば之を輸送するものは何

人なるか、有害物を隠匿する者は輸送者自身なるか、將た輸送者以外の人物なるか、最も聞かまほしき所なり、想ふに該監獄にて素品を取得する方法は競争入札を以てするか、隨時隨意の契約を以てするか又は豫め請負人を定め之より調達せしむるかは知らざれども若し有害品の隠匿にして調達者の手に在る間にありとせば此の調達者は身元最も不確實なるものと云はざるべからず、何者囚人と通牒して之に禁制品を贈遺するか如き人物は最も劣等なるものなればなり、故に如此不確實なる人物よりは素品を取得することをなさざる方得策なりとの論結を生すへし若し又調達者自身は有害品を隠匿するか如き、悪事はなさざるも之か傭人等之をなすものなりとするも調達者の監督不行届極るべく而して監獄署は此不行届たる調達者より素品は取得せざるも他に取得る方法に幾らも之あるべしとの結局に至るべく若し又之に反し隠匿は輸送途中に在りと云は、之を輸送するものは囚人なりや將た監外人なりや又之を隠匿するものは輸送者たる囚人若しくは監外人なりや又は輸送者以外の監外人なりや、實際果して如何、小生素人的の考に據れば若し囚人、輸送者なるときは其の隠

匿者の囚人なるか監外人なるかを問はず、之に附添ふ看守若しくは押丁の監視は如何、監視は嚴重になすも尙ほ窺かに途中に於て隠匿するものありとならば看守等は其責務に於て缺くる所なしと云ふべからざるべく、又輸送者は監外人に係るときは輸送者以外の監外人は如何にして其物品の監獄行きなることを知得して隠匿するか又輸送者たる監外人自身にて隠匿するものとせば此の輸送者は皆て在監人たりしものなりや否やは容易に知り得べきを以て此場合には充分捜査を嚴重にせば密輸入の惡弊絶ち難きにはあらざるべし、之を要するに吸煙違犯者が煙草煙管等を所得するの實情にして由縣氏の所説に違ふ所なしとせば小生は獨歩禁止に優る他の方策の施すべきもの夥多之あること、信するなり勿論此方策は傍觀生氏の提出したる方策とは異なるれども獨歩禁止の名案と違ひ必然の成敗は期し得へしと信す併し傍觀生氏に於けるか如何なる誤解なりとの小言を頂戴するも餘り感服せざれば先づ以て實情を確め然る上のごとにせんことを欲す

●囚人所持品の區分方

在監人の所持品は物品會計規則に據り取扱ふべきは固より論を俟たざることなるか之に付過般其筋より所持品の科目は在監人所持品とし其内譯は衣類雜品の二目として記帳すへき旨通牒せられたるも何々は衣類の部何々は物品の部とまで細かに規定せられざるより其組入方には各監獄意見を異にし頭巾手袋手刺脚半足袋又は合羽引廻其他種々の品を或は衣類の部に入るゝあり或は雜品に組むありて囚人移轉保管轉換の際には大に不都合を生し殊に假留監は諸府縣より集收する所なるを以て右の區分一定せざるべきは整理上如何ともしかたく已に其區分方に付關係の各地方監獄へ協議せられたる向もある由なるが是等は其筋に於て何々は衣類とし其他は雜品とすと定めて更に其向々へ通牒せらるれば立ろに齊一して區々に渉るの憂なきに至り隨て無用の手数を省き取扱上大に便益ならんと思はる因に一言衣類は必ず布類を以て製する品に限るとし其他頭巾手袋脚半等の如き或は餘の物質を以て製することある諸品は一切雜品に組入るゝことを可とすへし又足袋は直接に地を踏さざる分に限り衣類とすへしと思考す

●囚人所持品の取扱方

末に取極め請求することに改められたりとか聞けり

●警察費の不認可

郡馬縣	高知縣	全	兵庫縣	長崎縣
機密費	巡查月給	旅費	機密費	警察費
原案	原案	原案	原案	原案
議案	議案	議案	議案	議案
決差	決差	決差	決差	決差
引減	引減	引減	引減	引減
施行額	施行額	施行額	施行額	施行額
前年度豫算	前年度豫算	前年度豫算	前年度豫算	前年度豫算

●警察費に就て

廿五年度警察費縣會決議の金額不認可となり原案を以て施行せらるゝこととなりたる諸縣及其費目金額は左の如くなりとか

●警察及監獄費の原按執行

又同年度警察費及監獄費の縣會議了に至らず原案を以て施行せらるゝものは奈良縣のみにして其金額は

奈良縣	費目	原案額	前年度豫算	差増	差減
奈良縣	警察費	五八〇、四四〇	五五七、三三〇	二二、一〇〇	
	監獄建築修繕費	三、四九七、八三三	三、一七三、三三〇	三二四、五〇三	
	監獄費	三、四九七、八三三	三、一七三、三三〇	三二四、五〇三	

●山梨縣監獄一斑

(芙蓉居士投)

山梨縣監獄署は一昨年十月中典獄井上眞平氏就任以來治獄上の方針は獨乙監獄法の精神を折衷し個人的懲戒の主義に因り著々改良を企圖し先づ氏の就任たるや看守押丁の勤務法を盡勤夜勤日勤の三部に分ち四人の雜居房に在ては悉く背座緘黙の法を取り刑事被告人の如きは屋内坐作の業を獎勵し人として一日も坐食すべからざることを感せしめ又囚人動作法等の如きは一舉手一投足皆號令を以てし囚徒をして規律嚴正の下に立たしめ所謂刑の本旨を貫徹し彼等をして轉た社會に在りて不規律に生活せしを自悔せしめんとを勉めたり而して監房看守所に火氣又は椅子を入るゝことを全廢し勤務は揮て直立又は視察を要する場所に於ては各區域を徐歩することに改め恰も兵士の確兵線にあるものゝ如く秩序整然軍規の下にある如く故に看守押丁姿勢の如きは實に嚴然活潑にして觀るべきものありき而して其書類事務に至ても爾後頗る改良したるもの少なからず今茲に二三を擧れば

一在監人運動規定 (未完)

●獄事懇親會

二月廿日小河滋二郎佐野尙の二氏發起となりて東都

上野櫻雲臺に於て近府縣典獄警視廳監獄官諸氏を會し獄事懇親會を兼ね席上監獄官練習院の設立獄事講談會の設置に就き協議を盡され質問に意見に各自熱心に陳述する所あり監獄官練習院設立は費目に關するを以て即座に確答を難んじられたる由但之を設立することに就ては一人も非議せし者なかりし結局講談會を設置し更に講談會を開きて熟議したる上決するところになりたるを以て近々の内講談會を開かるゝ趣なり本會に來會せし人々には石澤東京集治監獄久米内務省參事官中村宮城縣典獄山室崎玉縣典獄福原群馬縣典獄福原千葉縣典獄林福島縣典獄千頭靜岡縣典獄小河内務省警保局監獄課長怡土前田の警視廳監獄市ヶ谷石川島兩支署長内務省警保局監獄課員柏島孝美同神谷彦太郎同眞木喬同山上義雄佐野尙警視廳看守長秋山平八郎同東郷助五郎橫江勝榮同廳書記岡貞一同杉本壽孝同手嶋免喜二神奈川縣監獄書記霧生里次郎同縣看守長木村義利群馬縣看守長古田元詮埼玉縣看守長草薙次郎の諸氏等都合三拾七名にて席上久米參事官の演説もあり中々の盛會なりし

●小河監獄課長の巡視

警保局小河監獄課長には今回靜岡監獄へ向け巡視せ

られたり尙巡視中有益の記事は聞き得て次號に掲載すべし

法令註解

●警察禮式註解 (承前)

第二十九條 上官ニ行遇ヒ又ハ其傍

ヲ通過スルトキハ頭ヲ少シク受禮

者ノ方ニ向ケ姿勢ヲ正シ敬禮ス可

シ但巡查ハ上官ヲ距ル二四歩前ニ

停止シ本文ノ敬禮ヲ爲スヘシ

本則第九條ニ據レハ室外ノ敬禮ハ敬スヘキ人ニ對シ姿勢ヲ正シ云々トアリテ其法本條ト稍異ナル所アリ素ヨリ彼ハ敬禮ノ舉動ヲ示シハ行禮ノ場合ヲ定メザルモノナレハ自ラ差異アルヘキハ論ヲ待タヌ且彼ハ停止ノ場合ニ於ケルモノ是ハ進行中ノ場合ニ於ケ

ルモノナレハ其差異アルハ復タ怪シムニ足ラス然レトモ巡查ニ在テハ停歩スヘキヲ以テ其法殆ト第九條ト同一ナルヘキ感アルモ是レ亦異ナル所アリ宜シク注意ヲ要スヘキ所トス

蓋本條ハ進行中ニ遭遇スル場合ニ於ケルモノニシテ巡查ヲ除ク外ハ停止スルコトナク其儘敬禮スルモノナルカ故ニ敬禮スヘキ者ハ受禮者ニ向テ第九條ノ如ク敬禮ヲ施スヲ得ス是ヲ以テ頭ヲ少シク受禮者ノ方ニ向ケ受禮者ニ對向スルヲ要セザルコトヲ明ニセリ尤モ巡查ニ在テハ停歩スルヲ以テ第九條ノ敬禮法ニ據ルコトヲ得ヘキモ本文ノ敬禮ヲ爲スヘシトアルニ從ヒ仍ホ受禮者ニ對向スルコトナク敬禮スヘキナリ其法上官ヲ距ルコト三四歩ノ所ニ於テ行歩ヲ停止シ方向ヲ轉換スルコトナク姿勢ヲ正シ頭ヲ少シク受禮者ノ方ニ向ケ敬禮スヘキナリ

上官ニ行遇ヒトハ下班ノ者進行中前面ヨリ上官ノ來

ルニ遇フナ云ヒ其傍ヲ通過スルトハ上官停止シ在ル傍ヲ通行スルヲ云フ都テ本條ノ敬禮ハ敬禮シ了レハ直ニ禮委ヲ解除シ其停歩スル者ニ在テハ直ニ進行ストキモ其行歩ノ儘敬禮ヲ爲シ直ニ禮委ヲ解除シテ通過シ巡查ニ在テハ一旦其歩ヲ停ムルモ敬禮シ了レハ直ニ禮委ヲ解除シテ進行スルモノトス

陸軍禮式ヲ參照ニ供セン

(陸軍) 第二十條室外ノ敬禮 其二 將校ノ敬禮

- 第一項 將校上官ニ行遇ヒ又ハ其傍ヲ通過スルハ停止スルヲナク頭ヲ少シク受禮者ノ方ニ向ケ敬禮ヲ行フ可シ
- 其二 下士兵卒ノ敬禮
- 第二項 下士兵卒軍旗及將校ニ行遇ヒ又ハ其傍ヲ通過スルハ凡六歩前ヨリ姿勢ヲ正シ凡三歩ノ所ニ於テ停止シ頭ヲ少シク軍旗又ハ受禮者ノ方ニ向ケ敬禮ヲ行フ可シ又下士兵卒ノ下士ニ對スルハ停止スルヲナキナリトス
- 第六項 下士兵卒、將校ノ空室ヨリ外望シアリ前ヲ通過スルハ

敬禮ヲ行ヒ通過ス可シ之ニ反シ下士兵卒 空室ヨリ外望シアルハ將校其前ヲ通過スレハ亦之ニ敬禮ヲ行フ可シ

第二十條 駐立ノ際上官其傍ヲ通過スルトキハ上官ノ方ニ正面シ敬禮ヲ行フヘシ其駐立シアル上官ノ許ニ至ルトキハ上官ヲ離ル、コト凡三四歩ノ所ニ止リ敬禮ヲ行フヘキモノトス

本條ハ前條ト異ナリ下班ノ者駐立スルカ又ハ駐立スル上官ノ許ニ至ル場合ヲ規定シタルナリ前半ハ下班ノ者駐立シアル際上官其傍ヲ通過スル場合ヲ示シ後半ハ上官駐立シアル所へ下班ノ者進行スル場合ヲ示スモノニシテ前後各差異アルコトヲ領知スヘシ乃チ前半ノ場合ニ於テハ上官已レノ駐立スル傍ヲ通過スルトキハ其體ヲ轉換シテ上官ノ方ニ正面シ敬禮ヲ行

フ上官既ニ通過シ了シタルトキハ禮委ヲ解除シテ適宜ニ駐立スヘシ又後半ノ場合ニ於テハ駐立シアル上官ノ許ニ至ルトキハ上官ト已レト其間一間若クハ一間半ノ所ニ於テ其歩ヲ停止シ敬禮ヲ行フナリ

皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ左ニ參照セン

- (皇宮) 第十四條 駐立スル際受禮者ノ通過スルハ正面ノ方ヨリ取リ椅子ニ倚リタルハ起立シテ本文ノ禮式ヲ行フヘシ
- (陸軍) 第二十條 室外ノ敬禮 其一
- 第四項 軍人停止シ在ルニ方リ上官其傍ヲ通過スルハ先ツ上官ノ方ニ面シ敬禮ヲ行フ可シ
- 第五項 軍人停止シ在ル上官ノ許ニ至ルトキハ其上官ヲ離ル、五六歩ノ所ニ於テ停止シ敬禮ヲ行フ可シ

第三十一條 乘馬ニテ馳歩若クハ速歩ヲ以テ行進中上官ニ遇フトキハ

先ツ常歩ニ移シ敬禮ヲ行フヘシ若シ後方ヨリ來リテ先ニ行カントス

ルトキハ其旨ヲ陳ヘ然ル後馳歩若クハ速歩ニ復スヘシ但至急ノ公務ヲ帶ヒタルトキハ其由ヲ告ケ常歩ニ移サ、ルモ妨ケナシ

馳歩若クハ速歩トハ早足駢足ト云フカ如ク總テ乘馬ヲ驅ルコトナリ常歩トハ並足ニシテ平常ノ步行ヲ云フナリ乘馬ニシテ早足若クハ駢足ニテ進行中上官ニ遭遇シタルトキハ其馳歩若クハ速歩ヲ停メテ並足ト爲シ姿勢ヲ正シ頭ヲ少シク上官ノ方ニ向ケ敬禮ヲ行フ若シ上官前行シタルトキ後方ヨリ乘馬ニテ進行シ上官ヨリ前ニ行カント欲スルトキハ其旨ヲ上官ニ陳ヘ其認諾ヲ得テ然ル後馳歩若クハ速歩ニ復シ進行スヘシ但書ノ旨意ハ至急ノ公務ヲ帶テ乘馬進行ノ場合ニハ其用務既ニ緊急ナルヲ以テ馳歩若クハ速歩ヲ常歩ニ移スコトナク緊急ノ公務ヲ帶ヒタルコトヲ上官

告ケ前進セシコトヲ陳ヘ其認諾ヲ得テ直ニ前進スルコトヲ得ルモノトス

此解認諾ヲ得ルコトヲ述フ然レトモ條文中毫モ其意ヲ見ス記者何ニ由テ之ヲ言フカトノ疑ハ必ス起ラン寔ニ然リ記者モ敢テ條文ノ意ヲ受ケテ爾カ云フニハアラス畢竟斯クスヘキ冀望ヲ抱キ居ルヲ以テ之ヲ玆ニ言ヒ顯ハセルナリ然レトモ是レ記者ノ一私見ニアラス道理上斯クアルヘキモノアリテ存ス何ソヤ上官ハ徒步ニシテ下班ノ者乘馬ナルサヘ既ニ禮儀上ノ虧缺タルノ感アリ況ヤ之ヲ乘リ越スニ於テオヤ禮ヲ知ル者默シテ止マンヤ必ス之レカ認諾ヲ請フヘキナリ是レ則チ認諾ヲ得テ進行スト云フ所以ナリ而シテ此認諾ナル語ハ許可ノ意ニアラス唯上官ノ心ニ於テ其前進ヲ認メ暗ニ彼レカ前進ノ陳告ニ對シ許可ヲ與フルノ旨意タルヲ以テ本條ノ陳告ヲ行ヘハ上官ハ必ス之レニ認諾ヲ與フヘク下班ノ者ハ認諾ヲ得タルモノ

許セリ豈説ナクシテ可ナラシヤ曰アリ下官乗車シテ上官徒步ススレ皆自己ノ便利ニ從フノミ官ニ尊卑ノ別ハアレトモ途上進行ノ際自己ノ便宜ノ爲メ或ハ徒步シ或ハ乗車ス何ソ妨ケン此場合ニ於テ敬禮ヲ行フ素ヨリ其所ニ安シテ可ナリ若シ之レヲ變シテ敬禮ノ際ハ其都度下車スルコト、センカ到底爲シ得ヘカラサルヲ如何セン先ニ陸軍禮式ノ改定セラレサル時ニ於テヤ兵卒ノ如キハ晴天ノ日向ホ母衣ヲ覆フテ乗車セルヲ見ル是レ上官ニ對シ敬禮スルトキハ下車スヘキ制ナリシヲ以テ途上敬禮ヲ忌避スルニ依リ特ニ其身體ヲ隠クセシナリ今ヤ車上ノ敬禮ヲ許ス故ニ又晴天母衣ヲ覆フタル兵卒ヲ見ス陸軍部ニ於ケル經驗既ニ斯クノ如ク其レ昭々タリ又警察部内ニ於ケル經驗モ從前ハ下車シテ敬禮ヲ行フヘキモノナリシヲ以テ緊急ノ要務ヲ帯ヒテ進行スル際ニハ常ニ之ヲ申告シテ通過セサルヲ得ス又普通ノ際ニハ上官ニ遇フ毎ニ

ト心得テ前進スヘキナリ  
皇宮警察官禮式及陸軍禮式ヲ左ニ參照セン

(皇宮) 第十條 馬上ニ在ルハ敬禮ハ通過ノ際禮式ヲ行フヘシ  
(陸軍) 第二十條 室外ノ敬禮 其一

第十項 乘馬ノ軍人馳歩若クハ徒步ヲ以テ行進中上官ニ遇フハ先ツ常歩ニ移シ敬禮ヲ行フヘシ若シ其後方ヨリ來リテ先行カント欲スルハ許可ヲ請ヒ然レ後馳歩若クハ徒步ニ復ス可シ但傳令使等ニシテ至急ノ公務ヲ執行スルハ其事由ヲ告ケ常歩ニ移サ、ルモ妨ケナシ

第三十二條 乗車ニテ上官ニ遇フト

キハ乗車ノ儘姿勢ヲ正シ敬禮ヲ行

フモ妨ケナシト雖モ後方ヨリ來リ

テ先ニ行カント欲スルトキハ其旨

ヲ陳ヘ然ル後通過スヘシ

敬禮ハ元ト遜讓ナルヲ要ス上官徒步シテ下官乗車ノ儘敬禮スルハ破倫ノ嫌ナキ能ハス然ルニ本條ハ之ヲ

下車シテ敬禮スルノ煩アリシ斯ク究屈ナル制ナリシモ上下尊卑ノ別ニ於テ更ニ何ノ効果ナク却テ此街狹路急速ノ場合ニ於テ缺禮ノ不都合アルヲ見ルノミナリシ既ニ其不可ナルヲ見ル之ヲ改ムルハ客ナラサルハ當局者ノ銳意締達トヤ言ハンニ由ルニ於テハ車上姿勢ヲ正ストハ甚困難ナルコトノ如ク見エ何トナレハ本則第九條室外ノ敬禮ニ依レハ敬スヘキ人ニ對シトアリ其敬スヘキ人ニ對シトハ對向スルノ義ニシテ行禮者其体ヲ轉廻シテ正面ノ方向ヲ執ルヘキモノタリ然ルニ本條ハ乗車ノ儘姿勢ヲ正シトアルヲ以テ受禮者ニ對向スルコトヲ得ス又姿勢ヲ正ストハ兩足ヲ整ヘ屹然立立スヘキヲ云フ故ニ乗車ノ儘ニテハ斯クスルコトヲ得サルナク然ハ則チ如何ニセハ可ナラン日本條ニ所謂乗車ノ儘姿勢ヲ正ストハ車上相應ノ姿勢ヲ執リ兩足ヲ揃テ直伸シ片手ヲ垂下シ上體ヲ眞直ニシ車体ニ倚リ懸ルコトナキヲ要ス且此場合

ニ於テハ膝掛ク等ハ之ヲ脱却シテ服装ノ整然タルコトヲ上官ニ示ス如キ注意ヲ爲スヘシ而シテ敬禮ハ第九條ノ規定ニ從ヒ右手ヲ舉クルナリ

後方ヨリ來ルトハ上官ノ背後ヨリ乗車ニテ進行スルヲ云フ此場合ニ於テ上官ヨリ先ニ行カント欲スルトキハ其旨ヲ陳告シ上官ノ認諾ヲ得テ進行スヘシ其陳告ハ一旦下車スルモ又ハ下車セサルモ妨クナシ尤モ緊急ナル公務ヲ帶ヒタルトキハ前條ト同シク其旨ヲ陳告シテ通過スヘキナリ

陸軍禮式ヲ参照ニ供セシ

(陸軍) 第二十條 乙 室外ノ敬禮 其一

第十一項 軍人乗車ニテ上官ニ遇フ其ハ乗車ノ儘姿勢ヲ正シ敬禮ヲ行フモ妨クナシ然レモ其後方ヨリ來リテ先ニ行カント欲スルハ許可ヲ請ヒ然レモ後通過スヘシ

(未完)

從事ニ五少年未満ニシテ一身ノ故ヲ以テ辭職スルカ如キコト決メテアルマシキ事

一 巡査タル者ハ自身ハ勿論家族ニ至ル迄專ラ品行ヲ正シクシ警察官吏タリ又其家族タル體面ヲ汚損スルカ如キ所業決メテアルマシキ事

第二條ノ志願者タルヘキ要件、第三條體格ノ検査、第四條ノ技藝試験、此ノ三件具備シテ巡査ニ採用スヘキモノト定リタルトキハ警視廳ニ於テハ巡査本部長、北海道廳及府縣ニ於テハ警部長合格者ヲ面前ニ招キ親シク下モニ列記メタル事項ヲ宣告シ志願者ヨリ誓書ヲ徴シ然ル後之ヲ採用スルモノトス其宣告ノ時ハ嚴重ナル儀式ヲ開張スルヲ要ス誓書ヲ徴シタルニ時ハ嚴重ナル辭令ヲ交付スルカ又ハ誓書ヲ徴シタル後長官ノ裁可ヲ得テ辭令ヲ調製シ更ニ辭令交付ノ手續ヲ爲スカ此ノ方法順序ハ孰レニ從フモ妨クナカルヘシ然レトモ試験検査ニ合格ナリトテ直ニ採用スヘキモノト定ムヘキコアラス誓書ヲ徴スルノ要件ハ最

●巡査採用規則註解 (承前)

第六條 試験ノ上巡査ニ採用スヘシト定リタル者ハ警視廳ニ於テハ巡査本部長北海道廳及府縣ニ於テハ警部長親ク左ノ諸件ヲ宣告シ誓書ヲ徴シタル上採用ス可シ

一 巡査タル者ハ官吏服務規律ヲ恪守スヘキハ言

事 俟タス常ニ上官ノ命令ヲ遵守シ勤務中ハ勿論勤務ニ服セサルトキト雖モ政治ノ是非得失ヲ論評スルカ如キコト決シテアルマシキ事

一 巡査タル者ハ常ニ人民ノ保護者タルコトヲ記

事 應シ之ニ對シ丁寧親切ヲ旨トシ而モ之ト相押

事 呢スルカ如キコトナク職務上ニ於テ負擔スル

事 百般ノ責務ハ最モ嚴正忠實ニ之ヲ踐行スヘキ

事 一 巡査タル者ハ一端奉職ノ上ハ他念ナク職務ニ

キモノト定ムヘキコアラス誓書ヲ徴スルノ要件ハ最

事 缺クヘカラサル重事ニシテ此ノ誓書ナクンハ未タ以

事 テ巡査採用上ノ要件具備完結セシモノト爲スヘカラ

事 ス故ニ長官ノ裁可ヲ經テ辭令ヲ調製スルハ誓書ヲ徴

事 シタル後タルヘシ然ハ則チ此ノ宣告ノ式場ニ於テ直

事 ニ採用ノ辭令ヲ交付スルコト能ハス自然時又ハ日チ

事 更メテ辭令交付ノ手續ヲ爲スヘキナリ

事 警視廳ニ於テハ巡査本部長、北海道廳府縣ニ於テハ

事 警部長ト一ハ職名ヲ用井他ハ官名タリ警視廳獨リ職

事 名タルハ何故ソヤ職名ヲ用ユヘキモノナレハ他ハ地

事 方ニテモ警部長トセスシテ警察部長トナスヘシ其此

事 ニ出テサルハ何故ソヤ此ノ二疑問ハ餘リ重要ノ問題

事 ニハアラサルモ之レカ解チ造ル亦蛇足ニモアラサル

事 ヘシ蓋斯クノ如キ鄭重ナル儀式ノ場ニ於テ重要ナル

事 宣告ヲ爲スヘキ者ハ必ス警察部内ノ最上官ヲサレ

事 ヘカラス故ニ之レヲ警部長ノ任トシタリ然ルニ警視

應ニ於テハ其最上官ハ警視總監ニシテ他ハ皆警視タ  
 リ警視總監ハ任免ヲ裁決スヘキモノニシテ試験其他  
 ノ事ヲ行フヘキニアラス故ニ警視廳ニ於テハ警視總  
 監ノ次ニ位スル者ヲ撰フヲ要ス之レヲ撰定シテ單ニ  
 警視トスルトキハ何職ニ在ルニ係ララス警視ハ皆之  
 レヲ掌ルノ觀チ呈スヘシ於是乎官名ヲ以テ定ムルコ  
 トヲ爲サズ特ニ職名ニ依リタルモノナリ而シテ他ノ  
 地方ニ在テハ警察部長ナル職名ヲ以テセストモ警部  
 長ナル單獨ノ官名アルヲ以テ斯ク規定カレシモノナ  
 ルヘシ深キ理由アリテ一ハ職名トシ他ハ官名トセシ  
 ニアラス

次ニ列記サレタル各項ハ一人若クハ數人ノ志願者ヲ  
 儀式ノ場ニ招キ其面前ニ於テ巡查本部長又ハ警部長  
 ニ於テ宣告スルモノニシテ其宣告トハ朗讀スルモ敢  
 テ妨ケキルナリ此ノ宣告ハ何ノ爲メニスルカト云ヘ  
 ハ志願者ヨリ誓書ヲ徵スルニ方テ誓書ニ記載スヘキ

要件ヲ知悉セシメカレハ不可ナリ故ニ誓書ヲ徵スル  
 前ニ於テ巡查トナルトキハ斯ク斯クノ誓約ヲ爲スヘ  
 キモノタルコトヲ宣告シテ志願者ニ納得セシムル爲  
 ノニ之ヲ爲スニ外ナラス

此ノ宣告ノ場ニハ試験官及立合ノ警部ハ勿論若シ成  
 以得ヘクハ警務課長保安課長モ臨席シテ其式場ノ尊  
 嚴ヲ助クヘシ宣告ノ式場ハ成ルヘク裝飾ヲ壯ニシテ  
 儀式ノ鄭重ナルコトヲ示スヘシ之レニ反スルトキハ  
 誓約ノ價值自然低少ナル感ヲラン

(未完)



●論 說  
 清浦正彦君歸朝セラル

●雜 錄  
 看守課長試作(水前)

